

季刊

労働総研

クォーターリー

1998年冬季号

No.29

●金融ビッグバンと国民生活

特集 ヨーロッパ労働運動の力量とその問題点

EU通貨統合と欧州労働組合運動の課題

トラックストとEU統合

野田 正穂

宮前 忠夫

藤好 重泰

国際・国内動向

再編過程に入ったメキシコの労働運動と政治

日本女性と雇用の不安定化—『ル・モンド』より

広島 of 産業空洞化と労働運動

雇用・就業とくらしのための「地域政策」

—第2回地域政策研究全国交流集会報告—

小林 由知

草間 輝子(訳)

二見 伸吾

辻岡 靖仁

書評

上原信博著『現代日本資本主義における農業問題』

早川征一郎著『国家公務員の昇進・キャリア形成』

木村保茂著『現代日本の建設労働問題』

暉峻 衆三

戸木田嘉久

佐藤 眞

新刊紹介

鹿児島経済大学地域総合研究所編『地域のくらしと高齢化社会』

千田忠男編著『労働科学論入門』

塩田庄兵衛著『私たちの自由民権運動』

横山 寿一

佐々木昭三

角瀬 保雄

労働総研クォーター

第29号 (1998年冬季号)



目次

●金融ビッグバンと国民生活	野田 正穂	2	
特集 ●ヨーロッパ労働運動の力量とその問題点			
■EU通貨統合と欧州労働組合運動の課題	宮前 忠夫	9	
■トラックストとEU統合	藤好 重泰	19	
国際・国内動向			
■再編過程に入ったメキシコの労働運動と政治	小林 由知	24	
■日本女性と雇用の不安定化—『ル・モンド』より—	草間 輝子(訳)	27	
■広島産業空洞化と労働運動	二見 伸吾	28	
■雇用・就業とくらしのための「地域政策」 —第2回地域政策研究全国交流集会報告—	辻岡 靖仁	33	
書評 ●上原信博著『現代日本資本主義における農業問題』	暉峻 衆三	37	
●早川征一郎著『国家公務員の昇進・キャリア形成』	戸木田嘉久	39	
●木村保茂著『現代日本の建設労働問題』	佐藤 眞	40	
新刊紹介 ●鹿児島経済大学地域総合研究所編『地域のくらしと高齢化社会』	横山 寿一 ●千田 忠男編著『労働科学論入門』	42	
佐々木昭三 ●塩田庄兵衛著『私たちの自由民権運動』	角瀬 保雄		
●次号予告	32	●総目次(第25号～第28号)	44
●編集後記	45		

(本文中の書籍等の価格は、全て本体価格です。)

金融ビッグバンと国民生活

野田 正穂

1. なぜいまビッグバンか

ビッグバンとは、今から10年少し前の1986年10月、イギリスのサッチャー政権がおし進めた証券市場改革につけられた名称である。イギリス国民の立場からみて、改革の名に値するものであったかどうかはともかく、たかが証券市場の改革を大げさにもなぜビッグバンと名付けたのか。ビッグバンというのは今から約150億年前の宇宙のはじまりといわれた大爆発、いくら証券市場の大きな改革とはいえ、ビッグバンという表現はどうみても適切ではない。

それはともかく、イギリスの証券市場はこのビッグバンによってどのように改革されたかという、たとえば証券の委託売買のさいブローカーに支払う手数料を自由化する、長い間の伝統となっていた顧客の委託で売買するブローカーと自己売買を専門にするジョバー（ディーラー）の分業をやめ両者の兼営を認める、譲渡印紙税（日本の有価証券取引税に相当）を引き上げる、などで以上のうちの手数料の自由化、取引税の引下げもしくは廃止は今の日本の金融ビッグバンでも問題になっている。

以上のような内容を見ると、1979年に発足したサッチャー政権の規制緩和・民営化路線の金融版がビッグバンということになる。それにしても、イギリスのビッグバンが証券の分野を中心にしていたのに対して、これから検討する日本の金融ビッグバンが証券だけでなく、銀行・信託・保険、そして郵貯など金融の広範な分野にわたって進められようとしているのは、イギリスと日本との間で、金融制度の仕組み、金融自由化の進展などが違うからである。

ところで、規制緩和・民営化路線はイギリスのサ

ッチャー政権だけでなく、1981年に発足したアメリカのレーガン政権、1982年に発足した日本の中曽根政権その他が軌を一にしておし進めた政策であった。アメリカのフリードマンに代表される新自由主義にもとづくもので、要するに民間の経済活動に対する政府の規制を緩和・撤廃し、大企業・大銀行を中心とする経済活動を自由な市場原理、競争原理にゆだねることによって活性化する、という政策である。その背後には、70年代後半以降の資本主義経済の行きづまり（低成長への移行）と不安定化（変動相場制への移行）、パイの分け前をめぐる国際的な競争の激化、大企業・大銀行の多国籍化と投機活動の横行、そして国家財政の破綻があったことは、いうまでもない。

したがって、規制緩和・民営化路線は、一方で大企業や大銀行の収益機会の拡大をはかる規制の緩和、法人税の軽減、公企業の民営化おし進め、他方では労働法制の改悪、社会保障の切下げ、消費税など間接税の引上げなど国民に犠牲を強いるものであり、この点では国鉄の分割・民営化に象徴される中曽根政権およびそれ以降の政権による規制緩和・民営化も本質的に何ら異なるところはない。そして、以上のような規制緩和・民営化路線はいま、97年5月のイギリス総選挙で保守党が歴史的な大敗北を喫したように、各国で国民のきびしい審判にさらされているのである。

にもかかわらず、橋本政権は今までの規制緩和・民営化路線をさらに強力に推進するため、96年11月、「行政、財政構造、社会保障、経済構造、金融システム、教育」の6大改革を最大の政治課題として打ち出したのである。その背景には、90年代にはいっ

てから日本経済が直面している深刻な危機があった。政府の『経済白書』でも「先進国では驚くべき例外的な低成長」と嘆かざるをえないように、バブルの崩壊に始まる不況は5年以上にわたって長期化し、政府は景気のでこ入れをはじめ危機打開策をはかるにも深刻な手づまり、閉塞状況に陥っているのである。

このような状況の中で、財界はアメリカの要求にもこたえて、規制の緩和・撤廃によって多国籍化した大企業や大銀行の利益と支配の拡大をはかり、あわよくば閉塞状況を打開しようと6大改革、とくに経済や金融に関する「例外なき規制緩和」を打ち出したのである。96年10月、財界の総本山・経団連が政府に要望した「規制緩和」のうち、銀行・証券・保険に関するものをみると、業務分野規制の見直し、株式委託売買手数料の自由化、外国為替管理制度の抜本的見直しなど、実に168項目に及んでいた。

そして橋本首相は97年1月、国会の施政方針演説で「東京をニューヨーク、ロンドンと並ぶ国際金融市場に復権させる」「1200兆円にのぼる個人金融資産を有利に運用できるようにする」「透明で公正な金融行政をおこなう」と、金融ビッグバンについてのビジョンを述べた。マスコミはこれに呼応して、金融ビッグバンで日本の金融に大変動がおけると書き立て、国民の関心は大いに高まることになった。金融ビッグバンを表題に掲げた本だけでもすでに50冊を越え、なおあとをたたない。はたして、金融ビッグバンによって、利用者とともに国民にとって利便性の高い(貯蓄を有利に運用できる)金融の仕組みが出現するのであろうか。

2. 焦点は金融持株会社の解禁

金融ビッグバンは対象が広範囲にわたっているため、その焦点がどこにあるのか、一般の国民にはなかなか判りにくい。マスコミも「危ない銀行はどこか」「優勢なのは外資系」「保険にも保険が必要」などと興味本位に書きたるため、金融ビッグバンは金融に関する規制のどこを緩和し撤廃しようとしているのか、その結果、国民生活にどのような影響が生じるのか、という問題の本質がほかされることになる。この点で注目されるのは、金融ビッグバンの

旗振り役をつとめている金融制度調査会など政府の金融関係5審議会が、97年6月に「改革の基本的視点」をつぎのように述べていることであろう。「今回の金融システム改革は、自由化の思い切った総仕上げを行うことを中心とする極めて広範かつ抜本的な市場改革」であると。

そうであるとすれば、金融ビッグバンを中曽根政権いらいの金融の規制緩和・自由化政策の延長線上に位置づけてとらえることが必要となる。金融の自由化とは、金利の自由化、業務分野の自由化、為替取引の自由化の3つからなるが、金利の自由化はすでに94年10月の普通預金などの金利の自由化によって完了しているから、金融ビッグバンで問題になる自由化とは、何よりも業務分野の自由化と為替取引の自由化ということになる。そして両者こそが、大企業や大銀行が金融ビッグバンでねらった最大の焦点であるといえよう。

金融は銀行(預金を扱う金融機関はすべて銀行)、証券、保険などの産業を担い手としているが、それぞれについて、企業の設立から経営に至るまで、各種の業法(銀行法、証券取引法、保険業法など)による公的な規制が設けられている。人間の体にたとえていえば血液の循環にも相当する金融は、他の産業にはみられないきわめて公共性の高い、社会的役割の大きい産業だからである。いま銀行業についていえば、銀行法は銀行の業務を預金、貸付け、為替という銀行の固有業務とそれに付随する業務に限定し、それ以外の業務の兼営を禁止している。また、証券業についていえば、証券取引法は証券会社の業務を有価証券の売買の媒介や取次ぎ、その引受けと売出しなどに限定し、それ以外の業務の兼営を禁止している。

日本では明治いらい、例外を別とすれば、銀行業務と証券業務は基本的に分離されてきたが、とくに第2次世界大戦後の占領下の「金融制度改革」により以上の分離は法的にも明確にされた。その範となったのは、アメリカにおける銀行業務と証券業務の分離であった。周知のように、アメリカでは1929年の大恐慌まで銀行やその子会社は証券業務を兼ね、そのため29年恐慌のさいの株価の大暴落が多数の銀行倒産の引き金となった経験から、33年のグラス・

金融ビッグバンと国民生活

スティーガル法で銀行業務とリスクの大きい証券業務を明確に分離することにしたのである。

現在、アメリカでも大銀行は証券業務その他に手を広げようとしており、そのためこのグラス・スティーガル法を骨抜きにし廃止しようとする動きが強まっているが、この点については、ペンシルバニア大学教授でノーベル経済学賞を受賞したローレンス・クラインが92年に次のように述べているのが注目される。「アメリカで銀行・証券両業界に垣根を置くグラス・スティーガル法を廃止しようとの動きがあるが、危険な傾向だ。経済活動に伴う諸規制を完全に撤廃するのはよくない」と。

80年代に日本で問題になった業務分野の自由化とは、銀行業務と証券業務を分離した以上のような規制を緩和し撤廃し、銀行の証券業務への参入を自由化する「規制緩和・自由化」にほかならない。周知のように、70年代後半以降の経済の高度成長から低成長への移行、そのもとでの資金余剰・「金あまり」の中で、大企業は必要な資金を銀行借入よりも証券の発行で調達するいわゆる「銀行離れ」を強めるようになり、銀行は利ざやの縮小と資金運用難に陥った。そこで、大銀行などは比較的高い利ざやを確保できる中小企業向け・個人向けの貸出しをふやすとともに、あらたな収益機会を求めて証券業務への参入をはかり、業務分野の自由化を強く要求したのである。ちなみに、80年度から85年度までの間、証券会社の利益はめざましい伸びを示し、経常収益はこの間に4.0倍と、銀行の2.1倍を大きく上回っていた。

80年代半ば以降のいわゆる「金融制度改革」は以上のような大銀行の要求だけでなく、84年5月以降の日米円ドル委員会での「日本金融市場の門戸開放」というアメリカ政府の要求によっても推進されたが、その中で、大銀行とくに都市銀行上位6行は当初ドイツ式のユニバーサルバンク（銀行が銀行業務と証券業務の両方を兼営する）を要求した。しかし、証券業界の反対その他から、最終的には業態別子会社方式（銀行が証券子会社を設立し、証券会社が信託子会社を設立する）による相互参入がきまったのである。注目されるのは以上の過程で大銀行が最も現実的で望ましい方式として打ち出したのが、金融持株会社の設立であったことであろう。しかし、金融

だけのために純粋持株会社の設立を禁止した独占禁止法の改正を要求するのは困難という理由で、金融持株会社の設立は見送られることになった。

つまり、金融ビッグバンで浮上した金融持株会社方式は突如持ち上がったものではなく、80年代の金融制度改革の中ですでに問題になっており、独占禁止法の改正（改悪）とともにいつでも浮上する性格をもっていたのである。そして、財界は97年6月、オール与党体制という悪法「ところてん」国会の政治情勢を利用して独占禁止法、なかでも純粋持株会社を禁止した第9条の改正に成功を収め、ここに大銀行が狙っていた金融持株会社の設立、それによる金融コングロマリット（複合体）化への道が開かれることになった。

大銀行は金融持株会社方式で証券、信託、保険、リースなどの金融機関を傘下におさめ、これらの業種に参入するだけでなく、さらに銀行本体でも投資信託などの窓口販売を可能にする規制緩和にも成功し、二重の意味で業務の多様化を実現することにより、国内外でその支配の拡大をおし進めようとしている。このような金融持株会社がいかに多くの問題、国民の立場からは「危険性」をかかえているかを、次に検討してみることにしたい。

3. 金融持株会社の「危険性」

大銀行などが金融持株会社の実現を要求したのは、業務の多様化、収益機会と支配の拡大をはかるためであるが、何よりも証券業務への進出は、その最大の狙いであったといえよう。長期的には間接金融から直接金融への移行が不可避とみられているからである。しかし、銀行が証券業務その他を直接的であれ間接的であれ、兼営することには多くの問題があるとみなければならない。

周知のように、銀行の機能には大きく分けて預金を貸付けなどで運用する資金仲介機能と、預金（普通預金、当座預金）を通貨として機能させる決済機能とがある。後者のためには、中央銀行（日銀）を頂点とする銀行間のネットワークが必要になるが、今日ではこのような決済システムは企業と企業の間だけでなく、企業と個人の間でも（給料の口座振込や公共料金などの口座振替えなど）広く利用されて

いる。以上のような銀行の機能は、証券会社その他の(広義の)金融機関にはみられない銀行特有の機能であり、また決済システムを中心とする信用秩序を維持するために、銀行の健全経営のほかに預金保険制度や中央銀行の特別融資といったセーフティネットが準備されているのも、銀行のもつ強い公共性によるといえる。

したがって、金融持株会社の傘下にある証券会社などの経営不振や破綻が兄弟会社である銀行の信用をおびやかしたり、銀行のセーフティネットが他の兄弟会社の救済に利用されたりする事態は、絶対に許されるものではない。大蔵省も、銀行のほかに証券会社や保険会社を子会社にもつ金融持株会社に対しては、信用秩序の安定や預金者保護のために「厳しい」監督が必要だとしているが、このことは金融持株会社には重大な「危険性」があることを裏付けているといえる。この点では、銀行業務と証券業務の分離の原則を生んだ1929年の大恐慌の教訓をいま一度思い起こすことが必要であろう。

次に、金融持株会社傘下の銀行と証券会社その他の間に深刻な「利益相反」がおこる可能性があることも指摘しておかなければならない。たとえば、銀行が兄弟会社に対して、他よりも有利な条件で取引することは、銀行の株主や預金者の利益をそこない、兄弟会社を不当に優遇することになりかねない。また、住専の破綻問題が明らかにしたように、銀行がその不良債権を兄弟会社に肩代わりするような事態も予想される。このような利益相反に対して、兄弟会社は金融取引を競うライバル同士であるから利益相反はおこりえないとの反論もなされているが、その一方で、金融持株会社は兄弟会社の間に「合併に近い効果を生む」という矛盾した主張もなされており、以上のような反論は説得力に乏しい。

しかし最大の問題は、金融持株会社を通ずる銀行の産業支配力、ひいては経済支配力のいちじるしい強化であろう。銀行と証券会社が分離している場合、企業がその資金調達にさいして銀行借入れを選ぶか証券発行を選ぶかは最終的には企業に選択権があったが、金融持株会社がその傘下に銀行と証券会社をもつ場合は、金融持株会社が企業の資金調達に対して事実上の決定権をもつことになろう。しかも、銀

行は企業の株式を5%を限度として保有し、貸出しその他を合わせて企業に対して一定の支配力を保持していたが、金融持株会社の場合は傘下の金融機関の株式保有は合計して15%まで認められることになった。5%を限度としたのは、株式保有を通ずる銀行の支配力を制限するためであったことをみると、金融持株会社の産業企業に対する支配力は格段に強化されることになろう。

この他、持株会社一般に共通する問題、たとえば子会社の株主の権利をいかにして守るか、子会社の従業員には親会社である持株会社との団体交渉権は認められるのか、子会社間における労働条件の分断や子会社の売却による労働条件の悪化を防止できるか、さらに子会社の情報開示に対する親会社の干渉を防止できるのか、などさまざまな問題があることも指摘しておきたい。

以上のように、金融持株会社には多くの「危険性」があるが、都銀をはじめとする大銀行は金融持株会社を通じてかねてよりの要求であった事実上のユニバーサルバンクを実現することにより、巨大な金融複合体を形成し、経済に対して大きな影響力、支配力を及ぼそうとしている。いま、巨額の貸出しの不良債権化、住専問題でみられた母体行責任の放棄、総会屋・暴力団に対する利益供与、変額保険などの銀行法違反がもたらした金融被害その他、銀行のかずかずの反社会的行動が大きな問題になっている。そして、大銀行など金融機関に対して、法律をはじめとするルールの厳守、金融節度の堅持、社会的責任とモラルの尊重が強く求められている現状をみると、大銀行が金融持株会社を通じてその支配力・競争力を一段と強化することに危惧をもたない国民は少ない。利益至上主義に立った強大な銀行の反社会的行動が国民にもたらす被害ははかり知れないからである。

4. 誰のための「使い勝手のよさ」

政府やマスコミは金融ビッグバンの効果として、「使い勝手のよい」金融が実現すると盛んに宣伝しているが、問題は誰にとって「使い勝手がよい」かであろう。そこで、金融ビッグバンでとり上げられている問題の中から、国民にとって直接関係のある、

金融ビッグバンと国民生活

また身近でわかりやすい問題を取り上げ、検討してみることにした。

まず、株式の委託売買手数料の自由化であるが、すでに見たように、イギリスのビッグバン、つまり証券市場改革のイの一番に取り上げられたのもこの手数料の自由化であった。97年の『経済白書』は日本版ビッグバンとの関連でイギリスの手数料自由化の結果を分析しているが、要するに大口取引の手数料の平均は低下したが、小口取引の手数料はむしろ上昇し、個人投資家の株式離れに拍車をかけたことを認めている。手数料の自由化をはじめとするビッグバンで利益をえたのは、年金基金や生命保険など大手の資金運用者であり、また、ロンドン金融市場に進出しイギリスの証券業者の多くを支配下においた海外の銀行・証券会社であったのである（プレーヤーは外資系ということでウィンブルドン現象という）。

日本でも金融ビッグバンの柱の一つに株式の委託売買手数料の自由化があげられているが、すでに94年4月から売買代金10億円超の大口取引については自由化され、さらに98年4月からは5000万円超についても自由化されることが決まっている。問題は100万円から1000万円位までの小口取引の手数料であるが、自由化の結果として引き上げられる可能性が強い、というのが証券界などの有力な見方となっている。

次に、イギリスのビッグバンでも問題になった有価証券取引税（現行は売り手が売却額の一定割合を負担、株式の場合0.21%）の軽減問題を検討してみよう。証券界をはじめとする財界は、取引コストを高め証券投資が海外へ流出する恐れがあるとの口実で、取引税の撤廃を強く要求している。しかし、税制については税負担の公平性の観点から総合的に判断すること、とくに取引税については欧米諸国と比べて低いキャピタルゲイン課税との関連でみると、などが要求されよう。問題はかりに取引税が軽減ないし撤廃された場合、最大の受益者は証券会社と機関投資家だということである。このことは、96年の売買シェアのうち、証券会社が33.0%、内外の機関投資家が40.2%であるのに対して、個人はわずかに15.3%にすぎないことから、明らかであろう。

また、日米保険協議でアメリカが強く迫った保険

料率の自由化も96年12月にきまり、98年には実現の運びとなった。すでに規制の緩和がはじまった自動車保険を例にとると、年齢、性別、運転歴、地域、車種などによって保険料に格差が設けられることになり、危険率の高い未成年者の場合、保険料は現行の3倍にもなる場合があるという。そして、保険料が割高になる層が保険に入らず、無保険車がふえる可能性が懸念されている。事実、アメリカでは全体の2割近くが無保険車となっており、無保険車に対する罰則の強化要因となった保険料率の格差の是正という、日本に迫った自由化とは逆行する動きも出始めているという。アメリカは日本に対して小規模小売店法の規制緩和を強く要求しておきながら、国内では規制を続けている（ニューヨーク州など）のとはよく似ており、ここにも日本政府の対米従属ぶりが露骨に示されているといえよう。

保険料率の自由化は、自動車保険の場合は、現行よりも低い料率が適用される利用者にとっては利益となっても、無保険車の増大という深刻な社会問題をひきおこすことになる。

ところで、金融ビッグバンのフロントランナー・先陣に位置づけられたのが98年4月からの新外為替法の施行である。マスコミはコンビニで外貨両替ができるなどその利便性をうたっているが、はたしてコンビニがにせ札の鑑別などのコストを払ってまで両替をおこなうか、早くも疑問の声が上がっている。また、海外への送金や海外での銀行口座の開設などが自由になるといっても、実際にこれらを利用するのは主として高額所得者などの富裕層（ある銀行は40万人から50万人とはじいている）であろう。それよりも、新外為法の最大の受益者は多国籍化した大企業や商社であることを見落とすことはできない。海外子会社と本社間の資金の相殺決済（ネットィング）によって為替手数料の節約が可能となるからであり、すでに自動車・電機などの巨大企業は、世界的な規模でのネットィングの拠点づくりをはじめめている。

以上のように、新外為法は主として富裕層と多国籍企業に多大の利益をもたらす反面、為替の安定化に必要な為替管理、とくに為替投機の規制などを困難にするという重大な問題をひきおこすことにもな

ろう。

5. 国民貯蓄をリスクにさらす

橋本首相その他が金融ビッグバンの国民にとっての利便性向上の第1にあげているのは「1200兆円の個人金融資産の効率的な運用」である。そしてこのこととの関連で、いま脚光をあびているのが銀行窓口での投資信託の販売であるが、はたして国民にとって史上最低の金利の預貯金に代わる安全で有利な選択が可能になるのであろうか。

まず確認しておく必要があるのは、1200兆円の構成である。96年末でみると、52.0%が定期性預金と信託、25.1%が保険、そして11.3%が現金と要求払い預金であるのに対して、証券は投資信託を含め11.6%にすぎない。政府や財界からみると、このような構成は安全性に非常に偏った資産選択の結果であり、金融ビッグバンによって証券をはじめ多様な金融商品を提供することができれば、国民の資産選択の余地は大きく拡大するし、大企業はもとよりベンチャー企業などの証券による資金調達も容易になる、という。そして、リスクの大きい株式や社債（ヤオハンの例が示しているように社債も安全ではない）に国民の金融資産を直接動員するよりも、まずアメリカで人気の高い投資信託を通じて間接的な運用に道を開く必要がある、というわけである。

このような政府や財界の期待については、個人金融資産に占める証券の比重は、89年末には22.8%にも達していたことを指摘しなければならない。しかし、バブルの崩壊にともなう株価の暴落によって個人投資家は大きな損失を蒙っただけでなく、91年以降のあいつぐ証券スキャンダル（大口投資家に対する損失補填、株価操作、総会屋・暴力団に対する利益供与など）によって、証券会社に対する信頼は地に落ちているのが現状といえよう。もともと証券は元本保証のないリスクの大きな金融商品であり、とくに株式についていえば配当や1株あたりの利益にくらべて株価が高すぎるため投資魅力が大きく低下している。長期の不況のなかで、個人貯蓄が安全性志向を強めているのは当然の結果といわなければならない。

ところが、大銀行などは93年以降あいついで子会

社方式で投資信託業務に進出（96年末で8社）しており、銀行系投資信託の販売ルートを広大するために窓口販売を強く要求していたのである。その結果、96年末以降に本格化する金融ビッグバンにより、98年には銀行の窓口での販売が実現する運びとなったが、これについては次のような問題が指摘されよう。

まず、投資信託は株式投資信託にみられるように元本保証がなくリスクの大きい金融商品であり、比較的安全性が高いといわれる公社債投資信託も、金利の上昇がおこれば値下がり、元本割れは不可避である。このように預金と投資信託はリスクや元本保証の点で質的に異なるだけでなく、預金は銀行それ自身の金融商品であるのに対して、窓口で販売される投資信託は銀行本体ではなくその子会社などの金融商品であり、販売主体を異にしている。その結果、顧客が窓口で販売される投資信託の以上のような性格を誤認したり、預金と混同したりする危険性はかなり高い。

そこで、同じ銀行の本支店の中でも、預金と投資信託の窓口を分けたり、顧客に両者の質的な違いを十分説明することが必要になるが、アメリカでも監督機関によって課せられている以上のようなガイドラインは十分に守られていないという。銀行窓口での投資信託の販売については、預金者保護の上からも多くの問題があるといわなければならない。

最後に、橋本首相が強調する東京金融市場の「復権」と行政の透明化について、一言ふれておく。

80年代後半に東京市場における為替や証券の売買が一時ニューヨーク市場を超えたことは事実であるが、これはあくまでもバブルの結果であった。バブルが崩壊した現在、そして21世紀のアジア経済に占める中国の比重の上昇を考えると、東京市場の「復権」は財界の「夢もう一度」の類であり、金融制度調査会の委員の中からも「高望み」の声が上がっている。まして、東京市場の「復権」と国民生活の関係については、政府や財界は口をつぐんだままである。

また、不透明な密室での行政を透明化するのは当然であるが、そのためには政官財の構造的な癒着を打破すること、金融機関がルールとモラルを尊重することが先決であることはいうまでもない。

金融ビッグバンと国民生活

6. おわりに

以上のように、金融ビッグバンを通じて政府や財界が狙っているのは、多国籍化した大企業や大銀行の収益機会の拡大と経済支配の拡大であり、とくに大銀行にとっては証券・保険などへの参入による金融コングロマリット化であるといつてよい。その結果、金融機関の間では弱肉強食の「生き残りをかけた」競争が展開され、淘汰と集中が大きく進むことが予想される。しかし、国民生活にとっては、各種手数料の引下げなど多少のおこぼれはあるものの、自己責任の押しつけ、リスクの大きい資産選択への誘導により、多くの新たな金融被害がもたらされることになろう。

金融ビッグバンが80年代いらいの規制緩和・民営化路線の「総仕上げ」である以上、すでにイギリスその他で検証済みの規制緩和の弊害と無関係ではありえない。この点で注目されるのは、97年5月のイギリスの総選挙でサッチャーの保守党が歴史的に大敗を喫したことであろう。規制緩和・民営化路線が

もたらした強者の論理の支配、貧富の格差の拡大、福祉社会にかわるゆとりのない競争社会化、教育と医療の荒廃などが生んだ結果である。しかし2大政党制のもとで保守党と政策的には大差のない労働党を選択する以外になかったことは、イギリス国民に大きな問題を残すことになったといえよう。

また、ニュージーランドでも84年いらい、金融その他の規制緩和、公企業の民営化、所得税の引上げと消費税の導入などの「構造改革」がおこなわれたが、これについてオークランド大学のケルシー教授は次のように述べている（『日本経済新聞』97年9月10日付）。改革は航空料金の値下がりなど消費者に便利になった面はあるが、その最も重要な影響は、社会的強者と弱者を生み、貧富の格差を拡大したこと、へき地の交通サービスが低下したこと、労働者の多くが不利な労働契約をよぎなくされたこと、そして家庭内暴力の増大など社会不安が増大したことであると。日本にとっても、他山の石とすべき指摘といわなければならない。

（理事・法政大学教授）

**「失業解消」をうたったの危険な
大量失業創出策を切る！**

21世紀にかけて日本の失業者数は、実に2000万人！ 日経連自身が想定するこの数値は「産業構造変革」で解決するのか？ 深刻化する雇用・失業問題を、規制緩和との関わりで多面的に検討する。労働市場の現況や欧米における規制緩和と政策と雇用の実態、財界の雇用創出論の矛盾等の解明とともに、真の打開の道を探る。

●
好評発売中！

規制緩和と
雇用・失業問題

規制緩和と 雇用・失業問題

加藤佑治・内山昂監修/労働総研編

〈四六判上製〉本体2400円（税別）〒380

〒151 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-6 **新日本出版社** ☎03(3423)8402(営)

特集／ヨーロッパ労働運動の力量とその問題点

EU通貨統合と欧州労働組合運動の課題

宮前 忠夫

はじめに

97年9月に開かれた欧州通貨機構(EMI)の会合、EU(欧州連合)蔵相会議などで、1999年1月に発足する欧州経済・通貨同盟(以下、通貨同盟)への参加国を98年5月に最終決定することが合意されたこと¹⁾、続いて10月に、主要各国の98年度予算案が——財政赤字3%以下という、いわゆるマーストリヒト条約基準をクリアする内容で——可決する見通しになった。これらを受けて、欧州通貨同盟(正式名称は「欧州経済・通貨同盟」だが、以下、「欧州通貨同盟」あるいは「通貨同盟」)は発足に向けて、カウントダウンに入った。単一通貨ユーロの導入と既存各国通貨・各種会計のユーロへの転換の準備が、国家や地方自治体などの行政当局や公的機関はもちろん、民間機関や銀行をはじめとする私企業でも実務レベルでの作業が急がれている。

欧州の労働組合とその運動も、この大きく、かつ急激な変化の影響を受けて、職場・地域から各国別、欧州全体までの各段階で対応を迫られ、要求実現とその手段・方法、新たな労使関係の制度化を求めつつ、闘っている。

本稿では、欧州通貨同盟が現時点で労働組合運動にもたらしている政治的・経済的・社会的影響、そこから生じる諸課題、諸課題のなかで最も重視される失業克服・雇用確保のとりくみ、雇用確保のとりくみとも関連した当面の対決点である週35時間制闘争を、紹介しつつ、若干の分析を加えてみたい。

I. 差し迫る通貨同盟発足と労組の対応

1. 2つの期日に向かって

欧州通貨同盟の関係者たちのうち、とくに、加盟各国政府は今、2つの特に重要な期日に向かって準備作業を進め、あるいは対応を迫られている。1つは98年5月1～3日、ブリュッセルで開かれるEU臨時首脳会議であり、ここでは、欧州連合理事会としての権限で、マーストリヒト条約基準にもとづき、通貨同盟への加盟国が決定される。もう1つは99年1月1日であり、この日から、通貨同盟各国で公式に単一通貨ユーロが導入され、欧州連合理事会が各国通貨とユーロとの交換比率を確定する。ユーロがエキュ(欧州通貨単位)にとって代わり、エキュは消滅する。(なお、ユーロへの移行完了と各国通貨の廃止の開始は2002年1月1日から、廃止の完了は同年7月1日)

通貨同盟の「推進役」であるドイツとフランス両国首脳はおおむね、具体的準備態勢が整ったと判断された97年9月を境に、欧州中央銀行総裁をめぐる最終調整は残しながらも、これまでの通貨同盟をめぐる意見対立を糊塗することに努めるようになった。また、ドイツをはじめ各国与党・政府の首脳が財政赤字3%以内基準の「相対化」を口にするようになり、EU加盟国の多くが基準をクリアすることが確実で、新通貨ユーロは強く、安定したものになる、との宣伝に重点を移していった。

さらに、ドイツを先頭に、イタリア、フランスなどの各国政府はユーロの導入に必要な国内法整備(ユーロ導入法案の策定など)にも着手していった。

とくに98年9月に総選挙を控えたドイツでは、コール首相自身が「総選挙前に(ユーロ導入に)逆らう者は選挙で敗北する」と明言するとともに、与党キリスト教民主同盟(CDU)がコール首相を「欧州の統一者」「欧州通貨同盟の創始者」として祭り上

特集・ヨーロッパ労働運動の力量とその問題点

げ、選挙勝利に利用しようと「ユーロへの道は確定・不退転」とする「既成事実化」の宣伝を強めている。

イギリスは、10月27日、ブレア首相が通貨同盟支持・推進の立場を明確にし、2002年参加を公式に表明した。

一方、こうした事態の進展のなかで、フランス共産党、イタリアの共産主義再建党も、後述するように、与党あるいは閣外協力与党の立場からの現実的対応を実行してきている。

2. 背景としてのグローバル化と労働組合運動

欧州通貨同盟の現実化の動きは、おもに1970年以降、曲折を経つつ進展してきた、欧州（西欧）各国の独自の事情と政策的積み重ねがあると同時に、それと並行して進行した、いわゆる、経済のグローバル化が背景にある。これは、通貨同盟の推進者自身の発言や政策でいわれていることから、通貨の経済的機能、今日の通貨とその運動がもつ密接な、国際的な相互関連性、さらに、銀行・信用機関の大型合併やIMF（国際通貨基金）の通貨同盟推進的対応など、現実の動きからも、日々確認されることである。

そして、1999年1月1日に、予定どおり欧州単一通貨ユーロが導入されると、参加各国はその貨幣・通貨政策上の主権を欧州中央銀行に委譲し、欧州中央銀行が、事実上、全欧州に関する通貨政策を執行していくようになる。ユーロはそれによって、基軸通貨ドルのライバルの地位にのしあがるチャンスをつかむことになる。このことは、いわゆる資本主義三極間の競争の座標軸を大きく変更する可能性をはらんでいる（表1参照）。

グローバル化と結合した通貨同盟の発足は、欧州各国の国民生活や労働組合運動と直接かわる財政・雇用・労働政策などにも大きな変化をもたらそうとしている。「グローバル化」の経済学的分析・定義はそれ自体として取り扱わなければならないが、ここでは、本稿のテーマ設定にしたがっての一例として、労働組合の問題把握を紹介しよう。

ドイツの金属産業労働組合（IGメタル）はその教宣資料誌“direkt” 97/16号のなかで「グローバル化

表1 3極（米、EU、日）の比較（1996年）

	米国	EU	日本
人口(百万人)	263	370	125
OECD内で占める国内総生産の比率(%)	32.5	38.3	20.5
世界貿易に占める比率(%)	19.6	20.9*	10.5
輸出の対国内総生産比(%)*	8.2	10.2	9.0

* 1995年 * EU内貿易を除く

出典 伊紙「太陽24時間」1997年9月22日付

とは何か」について、次のように説明している。

「グローバル化とは、地球上いたるところに立地し、いつでもそれを再放棄して、他の場所に新しく立地することができる企業によって、世界経済がますます刻印されることを意味する。その選択基準は、販売市場に近く、関税障壁が迂回でき、為替相場の不利を回避でき、高額の補助金が得られ、賃金と税金が低く、国による賦課金が少ないところである。最大限に進歩した企業が、その成果を国際分業して研究し、生産し、商品化する。各事業所は世界的にネットワーク化されている。近代的な情報・通信テクノロジー、割安な輸送条件、多くの国が対外投資に関する制限を大幅に撤廃したという事実が、グローバル化を促進している。」

では、こうしたグローバル化と通貨同盟攻勢は労働組合運動にどんな問題を提起しているのだろうか。

欧州（大陸部）の労働組合運動は、いわゆる欧州型社会モデル、社会（福祉）的(social)市場経済とよんでいる労働福祉と労使関係をかちとってきた。ライン・アルプス型ともよばれるこの資本主義は労使関係面では——各国ごとの差を、あえて度外視して、くくれば——福祉国家的援護、労働協約自治、共同決定などを特徴としている²⁾。こうした歴史的発展を背景に、欧州の労働組合運動の中には、欧州統合、とくに当面の「経済・通貨同盟」自体は肯定しながらも、それが福祉国家的保護権、共同決定権、賃金・労働諸条件の自由交渉権（労使自治）を保障する、「労使同盟」をも増強するものでなければならないの立場をとる、欧州労連に代表される大きな潮流が存在する。

この潮流はまた、欧州レベルでは、一国レベルではできない、あるいは、効果的にできないことのみが規定されるべきであり、同時に、労働協約・事業

所労使関係当事者に、弾力的な創造余地を保証する大枠のみが法律等で規定されるべきである、との立場をとっている。また、そのような欧州型労使関係モデルの建設が成功すれば、それは地球上の他の地域的経済ブロックへの模範例としての影響力をもち、労働福祉上、何の制約も受けない経済グローバル化が欧州の労働者社会の上にもたらす労働福祉・経済上の打撃を克服するのに貢献できるであろうとし、欧州の対米・日国際競争とも関連づけてとらえている。つまり、欧州型社会福祉の市場経済、アメリカ型市場モデル、日本型民族的・権威主義的経済制度（ドイツの社会学者O・ヤーコビ氏の表現で、die japanischeclanartig-autoritäre Wirtschaftsordnung）の間の制度政策的競争という姿のなかで、問題は欧州型労働福祉モデルをいかに刷新するかにある、ここに、労働組合が国際的な射程距離をもつ労働福祉擁護勢力として地歩を固めうるチャンスに満ちた行動分野がある、というのである。

ツヴィッケル・IGメタル委員長（ドイツ）も次のような割り切った言い方をしている。

「EUの今後の経済政策的構想について論争する方が、欧州経済・通貨同盟の延期について憶測をめぐらせるよりも有意義である」（“direkt” 97/15号）

このように、欧州労連主流の立場は、日本のそれとは異なる意味——言葉の本当の意味——で、社会的(social)な、あるいは、労使協調的なものといえる。

3. 通貨統合と欧州労使関係

欧州の統合過程における労働(福祉)・労使関係の展開は、公的、制度的にはEC/EUの諸決定のなかのいわゆる社会・労働条項に集約されている。それは、ごくおおまかにふりかえれば、EC(欧州共同体)成立のローマ条約(1957年)に始まり、欧州単一議定書(1985年)、欧州社会憲章(1989年)、欧州連合条約(マーストリヒト条約)(1992年)を経て、97年6月、アムステルダム条約(同10月3日、正式署名・発効、「マーストリヒト条約II」ともよばれる)に到達した。社会・労働条項に集約されている内容は、いうまでもなく、それぞれの段階で各国、各産業、各地域・職場での労働者・労働組合の要求とそれに

もとづく闘争の結果を反映してかちとられ、書き込まれてきたものである³⁾。

欧州(西欧)における最大の労使関係当事者である、UNICE(欧州産業・使用者団体連盟)および、CEEP(欧州公的参与企業センター。持株会社その他の公共企業体の使用者団体)と、欧州労連は、いわゆる社会(労使)対話の形で交渉を進め、大枠として、安定中心の通貨政策、公的財政の強化、企業の投資力・国際競争力の強化、経済成長と雇用の促進、これらの諸目的と一致した賃金政策、といった経済・社会労働政策上の構想で合意している。最近では、95年10月の「雇用に関する労使共同宣言」がある。

これらは、欧州労使関係当事者によれば、市場経済制御上の3基本要因(通貨、財政、賃金の各政策)が相互調和させられなければならない、責任のある3主役(欧州中央銀行、経済・財政理事会に代表を送っている各国政府、労使関係当事者)間に協調の橋がかけられなければならない、解消されていく各国レベルの経済運営権能を、全欧州レベルで活動する機関で調整することが、ますます必要になるという考え方に立ったものである。

こういった意味で、欧州統合は政治的・経済的・通貨的・労働福祉の視点からみて、他の選択の余地のない唯一の道であり、経済・通貨同盟を労働福祉的側面をともなったものにするために、労働組合(運動)は、政治的な、また、労使関係上の圧力を行使してそれを実現していかなければならない、というのである。ところが現実には、欧州労連の幹部からみれば、「労使関係・労働福祉同盟」(social union)が欠落している。こうした立場は最近の大会である1995年5月の第8回定期大会(ブリュッセル)の諸決議、特に「連帯を基礎とした強力で民主的で開かれたEUのために」で明確にされている。

たとえば、ガバリオ欧州労連書記長は「EU域内市場という特別条件の下での企業活動の国際化が、労働組合に一国の枠を超えた実践を要求しており、そうしなければ、労働者の利益は効果的に代表されない。ただし、欧州レベルの労使関係という考え方を法的に強制するのではなく、忍耐と展望をもって発展させなければならない。欧州通貨同盟の発足と

特集・ヨーロッパ労働運動の力量とその問題点

ともに、欧州レベルでの統一的な労働協約政策を迫る基本的諸条件が設定される。まさに、こうした状況に対応すべきときなのである」ととらえている。

そして、その実践と成果について、「その最初の企画が実行された。すなわち、ベルギー、オランダ、ドイツの労働組合活動家たちが、継続的協力を行い、IGメタル・ノルトライン・ヴェストファーレン地区がこれらの欧州各構成員を、労働協約政策実践に組み込み、近隣各国労組と協調しよう、というのであり、教訓にすべき例である」、「欧州レベルの労使対話は、ときとして、『拘束力のないおしゃべり』であり『暖炉のそばでの座談会』などと嘲笑されてきた。しかし実際は、欧州労使対話は厚板に穴をあけるようなしふとさのいる作業であり、やっと2つの基本協定（育児休暇、パートタイム労働）をかちとる成果をあげたのである。労使関係の議定書のアムステルダム条約へのとりこみとイギリスの「選択的離脱」の終焉は新たな前進条件となるだろう。欧州使用者側の妨害政策は破綻した。欧州労使協議会⁴⁾に関する法制化を阻止するという欧州使用者側の望み（これが、元来は欧州労連と基本的協定に関して交渉することの拒否理由だった）は失敗に終わった。欧州労使協議会は、どちらかといえばたしかに、『強固な』というより『軟弱な』権利であり、欧州レベルでの労働者利益代表制へと発展させるべき一手段であるが、その利用可能性を過小評価すべきではない」（以上のガバリオ書記長は“Mitbestimmung”97/7+8号「長い助走、短い飛距離」から）

こうして、今、欧州労働組合運動が通貨統合との関連で、当面抱えている問題、掲げている中心的課題は①労働組合側の欧州レベルでの（協議にとどまらない）交渉権の確立、②労働福祉政策、とくに雇用政策の確立を実行、ということになっている。

II. 緊要な課題としての雇用確保と労働時間短縮をめぐる

1. 深刻な失業問題と雇用創出・保障の闘い

（1）労働福祉上の下降競争（悪循環）と、そこからの脱却

欧州の失業問題は80年代に急速に深刻化し、失業

率はEC/EU平均で10%台に上った。80年代後期には一旦、8%台にまで下がった後、91年から再び急増し、95年にはついに、11%に増加、失業者数も約1,800万人にまで上っている。そして、失業はとくに、青年層で深刻で、地域格差も大きい（表2、表3参照）

労働者・労働組合の失業克服・雇用創出の闘いが70年代末から強められ、激しかった労働時間短縮の闘いも、雇用創出の闘いとしての側面を強く帯びていた。労働者・労働組合の闘いに迫られて、各国政府や国際機関も雇用・失業対策を強めていった。そして、この80年代以降の失業の深刻化は、米・英を先例に、多くの場合、「雇用創出」を口実に強行された民営化、「規制緩和」、弾力化（柔軟化、変通化）、欧州通貨統合過程と並行していた⁵⁾。

こうしたなかで、EC/EUでは、ほとんど首脳会議のたびにこの問題をとりあげられざるをえなくなっていた。主だった対策だけでも、93年には2000年までに失業を半減することをうたった「ドローール白書」が出された後、「欧州雇用信頼協定」の提唱（1996年1月、サンテール欧州委員長）、「雇用および労働市場委員会」の設置、「雇用に関するダブリン宣言」（以上、1996年12月）と続いている。

しかし、形式的には多くの機会に「雇用失業対策」がとりあげられたにもかかわらず、失業は克服されず、最近もフランスでは増加し、ドイツでは将来にわたっての増加予測さえ出されている。

失業の深刻化はとくに民営化と「規制緩和」の狙いを「経験的」に「証明」し、矛盾した諸政策の本質がそれを協調的に推進してきた欧州労連の幹部にも公認されるまでにいたった。そして、マーストリヒト条約基準達成をかけたの緊縮財政政策の犠牲強要もあいまって、欧州通貨同盟とユーロの信頼危機をもたらしかねない様相を強めてきた。

労働組合の側は、『過度の』賃上げが国際競争力の低下を招く」というコスト論や国際競争力強化を口実とした諸政策が労働者間、国際間での「労働福祉低下」「賃金水準引下げ」の競争という悪循環をもたらしているとの認識から、この下降競争（悪循環）への防壁の建設の必要性、とくに、最低賃金制、不安定雇用の制限・禁止、改めての労働時間短縮・雇

表2 EC/EUの雇用・失業の動向

(千人、%)

	1991年	92	93	94	95
人口	366,217	367,991	369,718	370,974	372,131
15～64歳人口	242,020	242,388	243,442	244,134	244,828
就業者数	151,712	149,765	147,290	146,857	147,994
対前年伸び率	-	-1.3	-1.7	-0.3	0.8
失業者数	13,627	15,345	17,799	18,499	17,856
うち長期失業者の割合	45.0	40.6	43.2	47.4	49.2
失業率	8.2	9.3	10.8	11.2	10.7
若年者失業率	16.4	18.1	21.3	22.0	21.5

資料出所：欧州委員会「Employment in EUROPE 1996」

注1 EU15ヶ国の数値であり、ドイツは全ドイツ

2 「長期失業者」とは、1年以上失業している者。その失業者に占める割合はオーストリアとフィンランドを除く。

3 「若年者」とは、25歳未満の者。

出典『平成9年版 海外労働白書』

表3 欧州各国の失業率（1996年）

	全 体	男	女	青年(1)	地 域 格 差		
					最 小	最 大	最大と最小の比率(倍)
ベルギー	9.6	7.5	12.5	20.8	5.1	15.8	3.1
ドイツ (西独部)	9.0 —	8.2 —	10.1 —	9.4 —	5.3	17.7	3.3
					5.3	11.8	2.2
ギリシャ	9.1	6.2	13.8	27.9	4.1	13.2	3.2
スペイン	22.8	17.8	29.5	41.9	11.0	32.4	2.9
フランス	12.0	10.2	14.1	26.1	7.7	21.0	2.7
イタリア	12.1	9.5	16.4	33.9	3.4	25.5	7.5
オランダ	6.2	5.0	8.0	10.9	5.0	10.1	2.0
オーストリア	4.5	3.7	5.6	6.4	3.3	6.1	1.8
ポルトガル	7.4	6.4	8.5	17.2	5.3	13.2	2.5
フィンランド	16.0	15.8	16.2	39.5	12.8	19.5	1.5
スウェーデン	10.0	10.9	9.0	23.1	7.8	12.2	1.6
イギリス	8.3	9.8	6.5	15.0	4.1	11.7	2.9

(1)25歳未満

出典 伊紙「太陽24時間」1997年10月21日付

用創出を強く要求し始めた。

(2)失業克服・雇用とアムステルダム条約

かねてから、失業克服・雇用創出の保証を求めてきた欧州労連はアムステルダムの首脳会議の決議(条約)にも特別の、雇用に関する一章を盛り込むように要求し、実際に条約中に一章が設けられた。しかし、首脳会議は当面する通貨統合へのとりくみに終始し、内容的には次回首脳会議送りをうたっただけで、ガバリオ欧州労連書記長に次の酷評をさせる結果に終わったのだった。

「アムステルダム条約で考慮されたということは、欧州労連とその加盟諸組合の圧力の高まり、そしていうまでもなく、注目すべき欧州世論の激変のお陰

である。決して単に停滞的なというのではなく、増加一途のこの間の失業、ファンダメンタリズム〔＝通貨統合基準を絶対視する考え方〕——多くの政府がこれを用いて、とくに労働福祉領域を中心とした各国の財政緊縮計画を強行し、その際、マーストリヒト条約基準を聖体顕示台として利用したが——そのすべてが、欧州(通貨)統合懐疑主義とEUプロジェクト拒否の増大を促進したのである。」「アムステルダム首脳会議で出されたのは、メイン・ディッシュではなく、せいぜいイギリス人が『スターター』(最初の料理)とよぶものである。アムステルダム首脳会議が出した結論には新しいものは全くない。それはこれまでの労働福祉関係の議定書とエッセン首脳

特集・ヨーロッパ労働運動の力量とその問題点

会議の結論の統合にすぎない。EU加盟国の各政府はエッセン首脳会議の決議以降、労働市場の損壊個所に修復部隊を派遣し、その場しのぎの軟膏をはるだけで満足してきた。」

「今年晩秋に〔11月20～21日〕、ルクセンブルクの議長の下で、臨時首脳会議の形で、この問題がもう一度とりあげられることになっている。この機会を逃してはならない。もし、ここで何の成果もえられないと、EU政治は緊要な信頼をさらに失うことになる。…それ〔ルクセンブルク臨時首脳会議〕に影響を及ぼさなければならず、世論を動員し、欧州の諸労組の行動力を改めて示さなければならぬ。」(同前)

2. 「状況の激変」と週35時間労働法制化闘争

(1) 「欧州世論の激変」と「仏伊・週35時間制枢軸」

ガバリオ書記長は「欧州世論の激変」に関連して、「状況が急変し始めたことは、ルノーのヴィルヴォルド工場閉鎖問題がそれを示していた。初めて国境を越えての重大な抗議行動が行われ、経済界と政界の本拠に対して明確な意志表示を行った。スロヴェニアを含む欧州のすべての立地〔＝事業所所在地〕のルノー労働者とその労働組合が団結し、行動を起こした」(同上)と強調している。

ブリュッセルではルノー問題での欧州労連行動デーの3月16日、6万人がデモした。5月に入ってから「国民犠牲の欧州統合にノーを——失業、雇用不安、社会的分断反対欧州行進」(通称・欧州雇用行進)が全国各地でとりくまれ、その関連で、5月28日には、雇用のための欧州行動日がブリュッセルほかでとりくまれ、パリでは6月10日、8万人参加のデモが、アムステルダムでは首脳会議直前の6月15日、欧州雇用行進の参加者なども加わった23カ国からの参加者5万人デモが会場都市アムステルダムで、それぞれ展開された。

「欧州世論の激変」は各国の国政選挙でも示された。イギリスでの18年ぶりの労働党の勝利(97年5月1日投票)につづいて、フランスでも社共などによる連立政府が誕生した(同5～6月、2回投票制)。イタリアでも、前年96年の総選挙の結果、左翼民主党などで構成する「オリーブの木」が与党で、

共産主義再建党の閣外協力による新政権が誕生していた。こうした結果をうけて、仏伊両政府間の「同盟」関係が急速に強められた。

3つの新政権はいずれも成立と同時に、欧州通貨同盟への対応策を講じなければならなかったが、当面の参加を決めていなかったイギリスは別として、フランスとイタリアは通貨同盟参加へのマーストリヒト条約の収斂基準の達成、とくに財政赤字・国内総生産の3%以内という基準達成を基本的に98年度国家予算(＝98年度財政法。会計年度は暦年同様1月から)で示す必要に迫られていた。同時に、仏伊両国与党はいずれも、総選挙で公約した週35時間制への労働時間短縮(現行はフランス39時間、イタリア40時間)などの実施を労働組合と共産党・共産主義再建党(以下、共産主義政党)から強く迫られていた。ここに、年金改悪などの社会福祉削減ほか共産主義政党が反対する内容を含み、しかも共産主義政党の支持がなければ過半数を得られない98年度財政法案の国会可決と、同じく共産主義政党が要求する週35時間制の法制化による実施という2つの課題の同時解決という政府のジレンマが生じたのだった。

財政法案審議が紛糾するこうした状況下で、仏伊両国政府は97年10月2～3日、仏サヴォア県シャンベリで首脳会議を開き、欧州通貨同盟推進の立場からの対策を協議し、その内容を協定とした。

「仏伊・週35時間制枢軸」ともよばれる同協定には次の内容が盛り込まれている。

「イタリアおよびフランスの政府は労働市場・時間の弾力化の問題にとりくむことが必要との認識で一致し、同時に、労働時間短縮に関しても、実施可能な方式を確定するために労使関係当事者が両者間で協定すべきである、という意味での協同の重要性を強調した。こうした時短は新規雇用の創出に効果的に利益をもたらす方法で決定され、国家の財政支援によることはもちろん、企業および労働者の協力によって実現されなければならない。」

この協定、とくに実質的に週35時間制を政府が推進するという内容は、起草者の一人であるトレウ・イタリア労相も明言しているように、財政法を成立させるために余儀なくされた妥協策だった。

(しかし、この協定文自体には、「週35時間制」と

いう具体的数字も、「法制化」という方策もなく、後述するように、これがとくにイタリアで、その後の紛糾の要因となった。）

(2) フランスの週35時間制法制化問題

こうして、フランス政府は10月10日に「週労働35時間制の法制化」を内容とする法案の年内提出を発表し、同19日には、時短・雇用増実施企業への奨励策を決定した。

政府が決めた法制化の主な内容は次のようなものである。

- ①2000年1月から従業員が10人を超える企業での賃下げなしの週35時間制実施、
- ②10%以上の時短をし、かつ6%以上の雇用増をした企業に対し、時短の対象となった労働者1人につき年9000フラン（1フラン＝約21円）の社会保険料負担の軽減（同15%以上の時短・9%以上の雇用増の場合、同1万3千フラン軽減。以上は98年1月以降適用、5年間継続するが1年毎に1人当たりの軽減額を1000フラン減ずる）、
- ③99年の後半に、それまでの実績、経済状況を検討し、週35時間制実施のために追加的措置が必要かを検討する政・労・使会議を開く。

こうした政府の決定が伝えられるや、ガンドワ・フランス経営者連盟会長、セガン共和国連合議長ら財界と保守各派の代表は「政府と労組の陰謀だ」「国際競争力を低下させ、雇用減・失業増をもたらす」などと怒り狂い、ガンドワ会長は抗議辞任さえ表明した。しかし、発表と同時に行われた世論調査では国民の63%が35時間制実施を支持し、政府決定を激励したのだった。

また、労組幹部の一部を含む35時間制法制化反対勢力の猛烈な攻撃にもかかわらず、政府がこの政策を維持しているのは、フランス共産党の欧州通貨同盟への現実的対応政策と、それにもとづく政権参加・維持政策が1つの要因である。共産党のユ書記長は「ただ、マーストリヒト条約に反対というだけでは、展望がない」むしろ、欧州統一に新方向を与え、欧州に「再び新しい意味を持たせるために」「マーストリヒト条約を超えて進まなければならない」「われわれは欧州建設的(euroconstructif)である」(ヌーヴェル・オブセルバートル紙インタビュー)

とのべている。

(3) イタリアの週35時間制法制化問題

イタリアでは、問題は一層複雑化した。その直接の要因は、政府が提出した財政法案が年金改悪などの社会福祉削減を含み、共産主義再建党が受け入れられない内容のものであったことによる。そして、同党が財政法案に反対票を投じるとの態度決定をした時点の10月9日、プロディ首相は辞任を表明した。こうした、政府危機のもとで両者の協議が繰り返され結果、同14日に妥協にこぎつけ、政府と共産主義再建党の間の協定が結ばれ、政府危機を脱した。

「政府と共産主義再建党の間の協定（1997年10月14日調印）は全文、以下の内容である。（イタリア経済紙『太陽24時間』紙10月15日付から）

政府と多数派〔＝与党〕の一員である共産主義再建党の間に生じた諸問題の克服に関する協定

①政治的枠組み

——政府からの共産主義再建党への要請があり、後者は「欧州単一通貨への参加」という目的達成のための行動を続行することを受け入れた。

——政府自身の行動の、政治的に重要な進展に関しての、政府、「オリーブの木」、共産主義再建党の間の政府与党という範囲での系統的な協議。

——政府の改革実践を裏付けるための、1998年に向けての、経済・社会福祉政策の共同目標に関する協定の追求。

②1998年財政法

——98年財政法の最終的可決への共産主義再建党の約束。

＝5000億〔リラ〕を「支出削減」項目から「収入——税虚偽申告、脱税」へ転換する（政府の脱税防止努力による税収確保）。

③年金入りの方式に関して、肉体労働者の労働について、閣僚評議会議長〔＝首相〕の演説中に用いられた「同等の(equivalenti)」という用語は、対等の資格の、当該労働の困難度が同様の諸条件を備える、肉体労働者によるものでない労働をも含むものとし、労使関係当事者間の労働組合協定を基礎として明確化するものとする。

④政府は、労働に関する欧州共通政策をめざすイタ

特集・ヨーロッパ労働運動の力量とその問題点

リアとフランスの共同声明をも考慮して、2001年1月1日から実施されるべき、法定週労働時間の35時間への短縮を定める法案の、1998年1月中の提出を約束する。

——閣僚評議会議長の提案による3者委員会は同法案の具体的内容の明確化に協同する。——この時間短縮は15人超の事業所の従業員に適用される。

——同法案は、当該時間短縮に関する経済的・社会的状況、生産諸分野、各地域の状態の検証と、その〔＝時短の〕諸結果を考慮に入れなければならない。

99年発足時通貨同盟入りに必須な98年財政法案の可決を優先する立場からの、政府側の共産主義再建党への譲歩があり、共産主義再建党の側も、よりましな現在の政権を維持するために予算案(一部修正)支持その他で妥協した。こうして、政府危機を脱し、協定の内容に沿った財政法案の修正と週35時間法制化方針が表明されたものの、イタリアでは3大労連(CGIL＝労働総同盟、CISL＝労働組合同盟、UIL＝労働連合)が揃って、政権危機を救った点で協定そのものは評価しつつも——法制化による時短に反対の立場から——政府の時短方針に反対を続けている。「政府・共産主義再建党間協定で労組、使用者間の交渉・協約の自由が拘束された」(コッフェラーティCGIL書記長)、「労働時間短縮は優先的課題だが、労使関係当事者の手に委ねられなければならない」「労働協約によって、何とか政府・共産主義再建党間協定を訂正しよう」(ダントーニCISL書記長)などがその主張であるが、これは基本的には3大労連が93年7月に調印された、政労使間の協調を義務づけた所得政策協定(いわゆる93年7月協定)⁶⁾に拘束されており、政労使協調という方式に拘泥しているためである。

(4) 欧州労資の対決点——「週35時間法制化」と反共・変質攻撃との闘い

仏伊両国の時短政策は、本来は労働者・労働組合の要求と闘争の与党政策への反映であるが、両国政府間協定にもとづくEU(欧州連合)通貨統合にむけた「労働市場と労働時間の弾力化」促進政策の一環という性格をも担っている。

しかし、これが労働負担の軽減等の労働条件の改

善、雇用創出、さらに社会福祉削減の財政法(国家予算)案の改善の闘いの重要な一環になっている現実からみて、この闘争はEU通貨統合をめぐる欧州の労資対決の焦点となっている。

両国の財界・保守勢力は産業・地域・職場レベルでの時短具体化交渉の拒否を宣言する一方、「この戦争での最終的勝利」をめざすとして、実施までの2～3年間の抵抗と巻き返しを狙っている。

さらに、「(とくに法定化による)時短は雇用をうまない」といった、欧州議会、欧州委員(パンゲマン産業担当委員、フリン労働福祉担当委員など)などの反対表明を利用した攻撃も強められている。ドイツなど周辺国の財界も加わった反共・労働戦線分断の攻撃と一体となっている点も特徴的である。

こうして、仏伊両国の「週35時間法制化」は事実上、欧州の階級闘争の焦点、階級的対決点の位置を占めているのであるが、以下に紹介するアニェッリ・フィアット名誉会長の意見表明は独占資本家の立場からこれを体系的・政治的に証言しているので、少々長くなるが、紹介しよう。引用中の()内は引用者による要旨である。

「今日、われわれはわが大陸の将来にとっての根本的決定を目前にしている。すべてが予定どおり進行すれば、来春には、どの国が欧州経済・通貨同盟に参加するかが決定され、欧州各通貨間の交換比率が最終的に確定されるだろう。」

「[参加をめざした]イタリアの変化過程は経済的観点からはすでに、大きく前進したが、政治的観点からは未達成のままである。というのは、その起源を長い時間を逆上る問題がある。戦後から以降、イタリアは西欧最強の共産党の存在によって、変更を妨害され、不可能にされた政治制度と共存しなければならなかった。(しかし、このことはNATOやECに加盟するのまで妨げはしなかった)」

「(多数の政党の乱立と政府の「揮発性」〔＝政権の不安定性〕に関していえば)これを、過日、中道左派政権が——ファウスト・ベルティノッティ〔＝共産主義再建党書記長〕率いる共産主義派の、欧州通貨同盟参加にとって決定的な、出ばなでの1998年財政法の支持拒否をつうじて——みせつけた。

ご存じのように、政府を救済する政治協定によっ

て危機は解消されたが、わが国の近代化を遅らせる方向の諸措置を受け入れることを強制された。なぜなら、法律によって迫られての週労働時間の35時間への短縮、年金制度の改革の延期、民営化の遅滞は、決してイタリア経済の強化に役立たないからである。したがって、その設立の最初から欧州通貨同盟に一旦、参加した場合、イタリアがまず、取り組まなければならない問題が、イタリアを——この観点からも——欧州的にするための、完全小選挙区への選挙制度改革であろうことは明白である。

欧州は財政面での安定化局面に入ったが、非常に高い失業率が示すように、経済発展計画の面で弱点がある。…

(高失業率の原因は周知のとおり、次の点にある) 固定しすぎた労働市場、依然として競争が少ない公共的企業分野の商品市場、世界で比類のない労働福祉的報酬〔＝広義の賃金〕によって、とくに引き上げられた労働コスト、若い世代に不公平で次元を超えた、その本来の機能と全く合致していない、福祉制度を賄う必要性に起因する過度な税負担水準。

これらの諸原因が明らかであるにもかかわらず、事態を変えるために、これまで、僅かなことしか行われなかった。とりわけ、一部の国々——フランスからイタリアまで——において、競争力の弱体化と雇用の減少をもたらすだけにすぎない、労働時間の短縮というようなデマで、人気通りの幻想が鬼ごっこをしている。これらの幻想を実現し、かつ、欧州の経済的・労働福祉的制度の構造的な中心問題にとりくまないことは、グローバル化の爆発的影響の下に、欧州大陸をさらすことを、したがって、欧州経済・通貨同盟を短命に終わらせようとすることを意味する。」(『太陽24時間』紙10月15日付「欧州よ、発展を取り戻せ」と題するフランス・パリ、アメリカン・エクスプレス社重役会での招待演説要旨から)。

仏伊両国政府は歩調を揃えて、ともに98年1月、週35時間制法制化の法案を国会に提出すると発表しているが、この政府法案策定・国会提出から立法化まで、そしてさらに、法律の成立から実施まで、複雑かつ激しい闘いが続くことは不可避であろう。

まとめにかえて——EU雇用サミットと雇用確保のたたかい

雇用問題での特別首脳会議としてはEC/EU史上初めての雇用サミットが11月20日～21日、ルクセンブルクで開かれた。20日には、開会日に向けて欧州労連がよびかけた集会、デモに全欧から、主催者の予想2万人を大きく上回る3～6万人が結集し、実効性のある雇用拡大策の確立を訴えた。

しかし、21日合意された内容は、①98年からEUとしての拘束力をもった雇用政策方針を発効させる。そのため、98年6月の首脳会議までに加盟国は「各国別行動計画」を作成し提出する。同計画の進捗状況を毎年、12月の首脳会議で点検する。②失業者のうち、再雇用のための職業教育を受ける者の割合を現在の加盟国平均10%から20%に引上げる③失業した青年は6ヵ月(成人は1年)以内に再就職のための職業教育実習の職場を与えられなければならない、など。

この合意の意義はまず、議長を務めたユンケル・ルクセンブルク首相も「ドローール計画は具体策において誤っていた」と認めたように、ドローール計画の不覆行を事実上、EUとして公式に確認したことである。盛り込まれた具体的内容も、EU共通の目標を義務づけるのではなく、各国別行動計画の提出とその実験にとどまり、平均失業率を5年後に7%まで引下げようとしたユンケル案より大幅に後退するなど、きわめて「緩やかな」内容にとどまった。これはドイツをはじめとした、雇用に関するEU一律規制に反対する勢力に譲歩した結果である。こうした一律規制(各国レベルでいえば、法律による規則)への反対と、事実上、企業や労使協定任せの攻撃は、労働時間短縮問題にも共通のものである。

欧州の労働組合運動は21世紀への過渡期と重なった欧州通貨同盟発足という情勢のなかで、グローバル化、国際競争力強化を口実とした労働・生活条件悪化に対抗する労働者の諸要求、さらに、これと密接に関連した社会福祉の維持・改善の要求をたたかっている。

こうした世紀の一大転機の中で、「世論の激変」に示された国民・労働者の期待に応えられるか否かを

特集・ヨーロッパ労働運動の力量とその問題点

問われている。欧州型モデルを、欧州の範囲で守り発展させることが当面、必要だとしても、長期的観点からみれば、失業を克服し、本当に「悪循環」を断ち切るためには、さらに労働者として階級的・国際主義的立場に立つことが要請されているのではないだろうか。

(注) 1) 98年前半のEU議長国イギリスも10月26日、ルクセンブルクでの非公式外相理事会の席上、参加国決定のための臨時EU首脳会議を、98年5月1～3日ブリュッセルで開催すると公式発表した。EU15カ国のうち、99年1月の発足時には参加しないとみられる国は、イギリス、スウェーデン、デンマーク、ギリシャの4カ国。

2) こうした考え方は故ミッテラン仏大統領の「社会的公平は経済的効率の一部をなしている」などにみられるように、欧州の政財界でも、少なくともこれまでは、全体としては優勢を保ってきている。

3) 社会・労働条項に関しては『ソーシャル・ヨーロッパの建設——EC社会政策とソーシャル・パートナー』（恒川謙司、日本労働研究機構）を、EC/EUの諸決定とその機能に関しては『新版EC/EU法——欧州連合の基礎』（山根裕子、有信堂）を参照。

4) 欧州労使協議会に関しては「欧州労使協議会と日系企業」（左藤 一美、『労働運動』誌97年9、10、12月号）を参照。

5) EC/EUを含む各国政府や国際機関も雇用・失業対策については、『平成9年版 海外労働白書』、とくに、「第2部 欧米主要国の雇用失業対策の進展」を参照。

6) 「93年7月協定」については「イタリア労働組合運動の新たな転機——所得政策2周年、労働者憲章25周年を迎えて」（宮前 忠夫、『労働法律旬報』4回連載＝No.1396,1370,1374,1388号）参照。

（会員・欧日問題研究者）

★書き下ろし!

日本資本主義

失業時代の

日本資本主義

「構造的失業」 時代の 日本資本主義

戸木田嘉久著
〈四六判上製〉
本体3700円(税別)〒450

雇用・失業の角度から構造的に論じる日本資本主義論!

世界的な複合不況、相次ぐME化とリストラ、過去最悪を記録するわが国の失業率。国際的な連関と独占の21世紀戦略をもとに、ホワイトカラー、中小企業労働者、多様化する不安定就業労働者などの現状を含め、今日の雇用・失業問題を総体として考察し、理論的・政策的課題をも意欲的に解明する労作。

好評発売中!

〒151 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-6 新日本出版社 ☎03(3423)8402(営)

トラックストとEU統合

藤好 重泰

最近、フランス、スペインなどヨーロッパの国々やアメリカでのUPSストライキなどトラック労働者のたたかいがひろがり注目を集めている。これは結論から言えば、巨大多国籍企業群がすすめてきた「国境線を突破した」再編合理化、Restructuringがもたらしたもののだが、その基本戦略に含まれていた日本的経営方式のひとつ、Just in Time方式の危機としてもたちあらわれていることに注目したい。

同時に、さまざまな規制緩和策のもとで、労働者の雇用形態の変化、欧米におけるパートタイム労働者の急増、派遣労働者、「エセ自営業者」「不正規労働者」とよばれる雇用関係があいまいな労働者の登場とこれに対する労働組合側の組織戦略の再構築の課題としても注目する必要がある。

今回のUPSストに関して岡田則男氏は「チームスターの組合民主化」が重要であったことを指摘されており、同感である（『経済』97年11月号9ページ）。同時に、フランスのトラックストでは中心となった労働者は日本では「1台持ち」と呼ばれる「自営業者」で、その結集体である「同業者組合」がリードしていることである。CGT、CFDT、FOなどの労働組合に組織されている「Fleet」とよばれる運送会社の労働者は、同業者組合の行動に追随したにすぎない。

こうした視点から、今回のフランスのトラックストを検討してみたい。

1. 92年と96年のフランス・トラックストの経過

(1) 交通規制をきっかけに最初の大規模なトラックスト——92年のたたかい

フランスにおける大規模なストライキは1992年と

昨年、1996年に発生している。92年のストライキのとき、日本では当時人気が高まったF1グランプリのフランスでの開催時期と重なったため、グランプリが開催できないかもしれないとスポーツ紙などで報道された。1992年7月1日からはじまった全国スト・道路封鎖のたたかいは、7～8日朝にかけての徹夜交渉で合意された政府・労働組合・経営者団体の三者合意を、スト中の労働者が基本的に受け入れ、7月10日までにすべて解除されたのである。

このストの直接のきっかけは、当時のEC全体で規制を強化していた交通事故半減キャンペーンの一貫として、フランス政府が「交通違反減点制度」を導入しようとしたことから始まる。「危険運転をなくし、安全運転」を確保するために、90年に国会を通過し成立していた交通違反減点制度を92年7月1日から実施するとしたことから始まった。

トラック労働者のスト・道路封鎖は、全国160ヶ所の主要道路拠点を40トンの大型トラックが占拠し、イギリスにわたるドーバー海峡方面からパリに通じる高速A1号線では、10数カ所の拠点到大型トラック3,600台が結集するなど、全国で数万台のトラックが道路封鎖に参加。さらに「エスカルゴ作戦」（ノロノロ走行作戦）は、おりからECの農業政策に反対して全国的な行動を展開していたフランスの農民のたたかいと連帯し、農業トラックターと大型トラック、タクシーなどが主要都市の市街地、道路上で「超スロー運転」を展開。フランス全土はたちまち交通マヒにおちいった。

当初、フランスの地方警察「憲兵」が牽引車両などでバリケードを排除しようとしたが、40トンもの大型トラックは排除できず、戦車を動員したところでも結局バリケードを突破できずに終わってい

特集・ヨーロッパ労働運動の力量とその問題点

る。また、この戦車に封鎖中の労働者が飛びついて阻止するなど、当時の報道では期間中6人の労働者の死亡が伝えられるなど、労働者の果敢なたたかいが「大きな勝利」の土台となったとCGTも評価した。

しかし、政府や財界が本当に追い込まれたのは、7月1日からはじまったバカンスの旅行客が立往生し、「部品が到着しない」と自動車、電機、化学などの工場が一時操業停止に追い込まれてからである。一時閉鎖、レイオフがフランス国内だけでなくイギリス、ベルギー、スペインなどにもひろがりはじめると「トラック運転手がフランスを人質にした」と大騒ぎに発展し、わずか10日で政府も財界も「白旗」をかけることになるのである。

92年ストの妥結内容は、政府、労働組合、トラック経営者2団体（大手運送会社の団体と1台もち業者をふくめた下請け運送業者の団体）の合意協定となり、96年ストの先例となった。その内容は、①減点制度の実施要項を見直す、②運賃自由化を止め固定運賃制度に戻し、正当な下請け運賃を設定する、③トラック労働者の賃金を大幅に引き上げる、④その際、これまで走行時間だけで決めてきた賃金体系を改め、休息时间、待ち時間などをふくめた実労働時間で支払う、⑤危険走行を前提とした「時間厳守報償金」などの制度を禁止する、⑥免許取消の運転手に対する雇用保障と再取得の援助制度の確立などとなっていた¹⁾。

その後の事態の展開からみると、③と④が実行されず、96年ストにつながっている。

(2) 社会保障の改悪をきっかけに前回をうわまる大規模ストに——96年のたたかい

96年のストは、クリスマス、年末を控えた11月18日に、当時のジュベ首相が市長を兼任するボルドー市を起点に、数10人の「カタツムリ戦術」から始まった。これが日を追うごとに拡大し、25日頃には、5万台の大型トラックが参加し、全国200カ所以上におよぶ主要高速道路の出入り口から石油精製所、ガソリンスタンド周辺などを重点的に封鎖するストに発展していた。ガソリンスタンドは底をつき、生鮮食品類の不足が始まっていた。

95年秋の500万人が参加した大規模なジュベ首相の「社会保障の抜本改悪」に反対する大闘争が、EC

統合と財政再建を口実に強行されたあとの最初の全国的な闘争である。国鉄やエールフランスの労働者も「民営化」反対闘争を進めており、世論調査でもトラックストを74%もの国民が支持、さらに84%の国民が運転手の要求を「どちらからいえば正当」と回答するなど、シラク・ジュベ政権への批判の強さが国民的共感をひろげた。

今回の闘争でも、勝利の決め手となったのは、スペインをはじめ国内外の多くの部品工場と結ばれたシトロエン、ルノー、さらにドイツのフォルクスワーゲン、フォード、ボルボなどの自動車工場が、一部のラインを閉鎖し休業に追い込まれたことである。92年ストと同じである。イギリスなど隣接各国政府と財界の、怒りとあせり、フランス政府への抗議が集中し、政府・財界はトラック労働者の要求に譲歩して、2週間にわたる闘争は、11月29日早朝に終結した。

96年ストの主要な妥結項目は、①一般労働者が60才年金支給開始のところを55才から支給開始する。②賃上げは合意できなかったが、使用者側が一時金1,500～3,000フランの支給を保証。賃下げなしの時短をおこなうことで合意。③「みなし労働時間制」である「換算労働時間制」の適用廃止、実労働時間にもとづく賃金支払いの確保（荷主・経営者側が守らない場合、政令で規制）。④旅費支払いの保証。車両の仮眠ベットは宿泊場所とはみなされない。⑤病休時の手当支給待機日の期間を現行10日から5日に短縮する。⑥フランス国内で外国籍の重量トラックをふくめ、日曜走行の禁止を政府が政令で規制する。⑦労働組合の権利を承認する²⁾。

2. Just in Time方式の広がり と EC市場統合による規制緩和が背景に

この2つのストライキは妥結内容から見ても継続した内容をもっている。そこでつぎにこのストライキを生み出した背景、側面を検討してみたい。

第1の側面は、フランスは、80年代はじめてドイツ経済力に対抗するために「日本式経営手法」の導入にも熱心で、Just in Time方式がフランス国内はもとより近隣諸国に展開するフランス系多国籍企業の工場群を結合する形でひろがっていたことであ

る。

トラック運輸では、この制度にあわせて到着時間指定を導入し、日本では指定時間に遅れた場合の「罰金・罰則」が問題となっているが、フランスでは「時間厳守報奨金」制度が横行し、違反スピードでの走行が社会問題化し、運転手の長時間労働が指摘される事態となってきた。92年のストで焦点になったのがこの制度の「改廃」問題であった。

第2の背景は、製造や流通資本がJust in Time方式を採用するのは、注文から納品までの時間を短縮し、過剰生産状況の下で少量多品種生産と流通での在庫リスクを回避することが最大のねらいであるということだ。

鉄道や海運、あるいは内陸水運は、「大量・長距離」輸送には優れているが、こうした「機動性」の要望にこたえる状況になかった。このことがトラック輸送に対する需要の急増をつくりだした。この結果、80年代からトラック輸送量が急増し、フランスでは70年に陸上貨物輸送の47%であったトラック輸送のシェアが、90年には70%台に増加している。この傾向はEC全体でも共通しており、この20年間に総貨物輸送量は1.5倍に増加したが、鉄道は15%近く減少し、内陸水運とパイプラインはほぼ横ばいだが、ひとりトラックだけが2倍以上の増加を示しているのである³⁾。

ところがトラック輸送には、交通安全や産業秩序の確保のために、長年にわたるさまざまな国内規制があり、このような多国籍企業の戦略を実行するためには、EC全体の交通輸送政策を一致させ、自動車の規格、道路や橋梁の建設基準から国境での通関手続きなどを統一しなければならないという「障壁」に直面することになったのである。こうして60年代から卓上では計画されてきた「EC統一交通運輸政策」が80年代後半以降具体的な政策として急速に展開され、ECレベルと各国で「規制緩和」と鉄道・道路事業などの「民営化」が強力に押し進められることになったのである。

第3の側面として、このような物理的な条件、インフラストラクチャーの統一だけでなく、陸上貨物輸送の担い手たちの統一と整備が求められることになった。というのも道路は一般の乗用車も通行す

ば、自転車や歩行者も通行している。したがって、国民の生命と財産を守るという視点から、道路を仕事場とするトラック企業にはさまざまな社会的規制が加えられてきたからである。

EC圏内の輸送とはいえ国際輸送の場合、たとえばフランスからドイツへフランスの貨物を輸送する場合、フランスのトラック企業は行えるが、ドイツ企業は行えず、また、ドイツへフランスの貨物を運んだフランスのトラックが、帰国する際にドイツの貨物を積んで帰ることはできないなどの制限がある。なぜなら、この場合トラックの運賃は「行き」だけで利益になるように設定されており、「帰り荷」は「積むだけで」儲けになるため、通常運賃の半額でも「利益」を生むことになる。そうすればドイツの荷主はフランスへ貨物を送る場合、「フランスへの帰り便」だけを利用しようとすることになり、ドイツのトラック企業は大きな打撃を受けることになるためである⁴⁾。

EC全体に生産拠点や販売拠点をもつ多国籍企業にとって、これがまず物流コストを削減するための最大の障壁と映ったわけである。「往復でペイ」する運賃で長距離運行もできるトラック業者をつくりだすことが求められたわけである。

この結果、90年7月からECが発行する免許証(いわゆるcabotage免許)を携帯する国際運送人には「他国業者の国内輸送」を認める制度が発足し、93年には「共同体免許」を設立し、一定の要件を満たす業者には「自由に国際輸送」をおこなわせることが決定されたが、後半部分はまだ完全実施に至っていない⁵⁾。

同時に加盟各国は、国内輸送に参加する企業の「参入自由化」と「運賃の自由化」の政策をおしすすめはじめた。フランスでは、86年からはじまり、83年に24,000社であった業者数が89年には35,000社に増加し、しかもその85%は従業員10人未満の零細企業である。さらに「1台もち」運転手が全体の4分の1を占めている⁶⁾。

第4の側面は、「帰り荷」もふくめた運行計画となると、貨物輸送の需要をEC全体に目を配って把握し、運行トラックの動向と結びつけ、効率よく配車することが「空車」をつくらない条件となってくる

特集・ヨーロッパ労働運動の力量とその問題点

ことである。これを担当できる企業の発展・再編が開始されることになった。

ヨーロッパの国際輸送には複雑な通関手続きがあり、古くから「フォワーダー」と呼ばれる貨物取扱業が発展してきた。その業務の性格から早くから多国籍企業化しており、企業規模も非常に大きい。代表的なフォワーダーのスイス企業Danzas AG社は、91年の売り上げで年間34億スターリング・ポンド、従業員15,499人という大企業である。しかし、これらの企業はEUの成立で通関手続きの簡素化がはじまり、ひとつの転機を迎えていた。

同時に、現代の生産と流通は、ヨーロッパ内だけで完結するものでない。たとえば、自動車の部品はEU圏内だけでなく、南北アメリカ、アフリカ、日本を含むアジアからも流入し、またヨーロッパから世界各地に輸出されていく。つまり、EU圏内に営業エリアをもつ貨物取扱業でも世界的な戦略展開のノウハウがなければ、今日のEU多国籍企業の要請に応えきれないことになったわけである。

そこで、伝統的なフォワーダー企業にアメリカの巨大物流企業、さらにはインターネットを活用できるコンピューター企業から通信企業などが入り乱れて、EC圏内からEU圏内の国際輸送自由化にあわせて、貨物取扱業者の再編成と激しい競争が開始されたのである。今年だけでも、イギリスのTibbitt & Brittenは、南アフリカの物流企業に続き、イギリスの上場物流会社Appleid distributionを買収。Hays社は、フランスとベネルクス三国に拠点をもつオーストリア籍のAustralian Mayne Nicklessを買収。スウェーデンの物流企業グループBTLは、ドイツの航空貨物企業Ballaut Airを買収し、旧ソ連のウクライナに子会社を設立。また、アメリカのGEの信販金融部門であるGE Capitalと物流企業Penske Corporationは合併でPenske Europeを設立、ヨーロッパの物流企業、貨物取扱企業の買収や子会社の設立を開始している⁷⁾。

こうして、ECからEU全体の貨物を取り扱うような巨大な多国籍貨物取扱企業群と、貨物を実際に輸送する一人のオーナー・ドライバーや中小零細トラック企業群という物流産業の姿が成立してきたのである。

後者が「参入自由化」「運賃自由化」のもとで、生活と権利を守ろうとするとき、きわめてきびしい産業別行動以外に道がないことが、フランスにおける二度の全国ストが証明している。

3. 国際化の中でのJust in Time方式への懸念

ヨーロッパにおけるトラックストは、96年にはフランスに先行して、デンマークのストがあり、フランスのストが終結した後、スペインでも全国ストが同じように取り組まれている。いずれも基本的な要求項目は共通し、闘争の経過も類似している。

Just in Time方式を基礎とした国際化戦略に「思わぬ落とし穴があった」というのがヨーロッパに展開する多国籍企業経営者たちの率直な感想であろう。

宮前忠夫氏が紹介しているが、こうしたトラックストにもっとも大きな影響を受けたドイツ産業界の代表ヘンケルBDI（ドイツ産業連盟）会長の「懸念」がドイツの有力週刊紙『ツァイト』（97年5月9日号）で表明されている。

ヘンケル会長は編集者の「グローバル化が事実上、労働組合の力を強めているというのか」という問いに対し「短期的に言えば、そうだ」と回答しており、ドイツで進行中の疾病手当改悪をめぐる労働争議などで、ドイツの労働者の賃金が多少上下しても、多国籍企業の世界的な戦略上は大した違いがないことを強調して、編集者を驚かせている。

Just in Time方式の「弱さ」が最初にヨーロッパの経営者に自覚されたのは、88年のイギリス・フォードのストライキと同年10月のフランスのルノー・ルマン工場でのストライキであろう。とくに、後者のストライキはJust in Time方式の「弱さ」を決定的に明らかにした。わずか250人の労働者がストライキに入ったため、ルノーはフランス国内はもちろんベルギー、スペインに展開した工場でも25,000人におよぶ労働者をレイオフし、工場の一時的閉鎖に追い込まれた。そして、わずか10日あまりで労働者に全面的に妥協してストを解除してもらったのはめにおちいったのだ⁹⁾。

これ以降、ヨーロッパの多国籍企業経営者は「ダブル・リソース」とする対策をたて、自社工場や関

連・下請工場のストライキで部品不足から他の工場まで生産中止に追い込まれる事態を避ける体制づくりをすすめて、「ポスト日本式経営」がマスコミなどにも登場するようになるのである。

日本でも、アイシン精機の工場火災でトヨタの生産ラインが部品不足から一時閉鎖に追い込まれたことは記憶に新しい。

しかし、これらはいずれも製造業側、作る側が日常的な労働組合対策、労務管理をきびしくすすめて、戦略上の配慮を忍ばせてあればいずれも克服できる課題であった。しかし、トラックストは、まさに「外部」の大企業の、多国籍企業の力が直接およばないところで、さらにいえば「物流コスト削減」策自体が生み出した、物流産業構造自体の中に内包された矛盾からはじまっているだけに深刻なのである。

労働組合運動にとっては、この課題だけでなく、もう1つの側面でもヨーロッパのトラックストが投げかけた問題を総括する必要がある。

それは、Just in Time方式を基礎にした生産と流通のflexibilityが追求されるとき、「機動性」のある雇用関係の構築、つまりパート、派遣労働者、自営業者などの雇用の不安定化が求められ、EUに限らず不安定雇用労働者を創出する「労働市場の規制緩和」が追求されている。ヨーロッパのトラックストの主役たちもこのような階層の労働者であり、アメリカのUPSストの主役たちもパート、臨時の労働者たちであったことである¹⁰⁾。

しかし、欧米の産業別労働組合をはじめ、このような労働者の出現に、労働組合運動はこれまで十分な対策をもってこなかった。企業籍もあいまいで、自営業者との線引きもままならないこうした労働者を労働組合やその運動に結集するための方向性が、いま問われはじめてるのである。

追記) 本稿執筆後、フランスのトラック労働者は賃上げと96年スト妥結合意の実行を求めて再度全国ストを実施。5日間で要求を大きく前進させて終了している。機会があれば別稿で報告したい。(簡単な報告は「む〜ぶ」誌97年12月号に掲載)

(注) 1) 「うんゆ一般」誌92年8月号、P8~9を参照

2) 運輸鉄道一般労働組合全国会議機関誌「む〜ぶ・理論版」No21、宮前忠夫「長距離トラック労働者はどうたたかったのか」P40~46を参照

3) 橋本昌史編著「EUの運輸政策」、白桃書房、P3~8

4) 日本国内での「区域規制」を想起されたい。

5) カーボタージュ免許による国際輸送は、免許証の発行枚数などによる輸送総量の割当て制になっており、多国籍企業のねらう「完全自由化」ではない

6) 表を参照のこと。この表でも明らかなようにEU全体でトラック企業がいかに零細企業であるかがわかる。これはヨーロッパのトラック企業の歴史的な背景と長距離輸送を中心とした劣悪な労働条件を「自営業者」で切り抜けようとした経緯が背景にあると考えられている。なお、EUは95年頃から総合交通運輸対策をとりはじめ、「鉄道重視」の姿勢を明らかにしており、「EUトラック企業」への登録に資産ラインを上げるなど「規制強化」の側面も追求するという「二重政策」をとりはじめている。

7) Financial Times, oct. 7, 1997

8) 「む〜ぶ・理論版」No22、宮前忠夫「スペインのトラックスト」P47~48

9) 「労働問題実践シリーズ」第2巻「人間らしく働く」大月書店、第1章の2「先進国でのたたかいと日本的経営手法」P32~46

10) Financial Times, Feb 2, 1996あるいはMarch 8, 1996などのパート、派遣、自営の労働者が急増し、その導入理由が生産ラインのflexibilityであることを経営者はあけすけに語っている。

ヨーロッパの道路貨物業者の概要

(1988年、フランス整備・住宅・運輸・空間省、橋本昌史著「EUの運輸政策P26より作成」)

国	輸送業者数	人口千人あたりの企業数	平均車両台数	平均従業員数
アイルランド	2,000	565	3.8	5.0
イギリス	38,400	650	5.4	6.8
イタリア	238,000	2,540	1.3	1.2
オランダ	7,173	580	11.7	—
ギリシャ	43,000	4,300	1.0	1.5
スペイン	165,000	5,000	1.5	1.3
デンマーク	6,958	1,360	3.3	2.7
ドイツ	44,600	700	5.9	4.3
フランス	34,478	630	5.4	7.7
ベルギー	7,784	780	9.1	7.1
ポルトガル	6,000	580	—	2.5
ルクセンブルグ	300	800	4.7	5.0
日本	39,555	320	22.4	26.4

(会員・運輸一般中央執行委員)

国際・国内動向

再編過程に入ったメキシコの労働運動と政治

小林 由知

メキシコという国

北米自由貿易協定参加国であり、OECDの一員であるメキシコは、面積197万平方キロ、天然資源に富み、人口9,700万人（97年推定）を擁する、可能性を秘めた国の1つである。

かつて大土地所有制と外国資本による独裁制に挑戦した1910～17年のメキシコ革命は、ラテンアメリカでは初めての反帝民主主義人民革命だった。1917年憲法は農地改革、地下資源の国民的所有、8時間労働制、労働者の団結権・スト権を保障したことから、メキシコは世界史の中で進歩的な役割を担った。

しかし、革命は裏切られた。メキシコ革命後の曲折を経て、1929年創立の国民革命党＝今日の制度的革命党（PRI）による長期の独裁と特権的国家労組としてのメキシコ労働者連合（CTM）による労組支配が続いた。第2次大戦後には積極外交政策の展開も見られたが、長期支配は恐怖と腐敗、そして利権政治を生み出した。サリナス前大統領による後継者暗殺、セディーヨ現大統領政権による麻薬取引の関与のように、制度的革命党＝労働者連合ブロックには犯罪の影がつきまとう。

工業化優先政策（対米従属の開発）の進展は対外債務の激増で行き詰った。農業開発から取り残され、抑圧され続けた農民（先住民族）は武装闘争に活路を求めている。北米自由貿易協定（NAFTA）の下で米国資本を優遇し、労働者を低賃金・無権利の状態に置くマキラドーラ（保税加工区）のメキシコ全土への拡大が続いている。94年末のセディーヨ政権による通貨ペソの切り下げは経済危機をもたらし、実質賃金が76～77年のピークに対し3分の1以下の

水準にまで極端な低下を示し、しかも失業が激増した。

そのような状況下で行われた97年7月6日の選挙で制度的革命党が国民の批判を浴びて重大な後退を示したことから、政治体制と労働運動が急速に流動化し始め、歴史的再編過程に入った。現時点では情勢は混沌としている。

1997年7月選挙結果

	下院 議席数	上院	直轄区長官 得票率%
制度的革命党	239(298)	77(94)	25.61
民主革命党	125(71)	16(9)	48.10
国民行動党	121(119)	33(25)	15.58
環境緑の党	8(0)	1(0)	6.88
労働党	7(10)	1(0)	1.33
諸派	0 (2)	0	2.50
	500	128	100.00

カッコ内は前回議席。

制度的革命党政権の崩壊の始まり

今回の選挙の結果はメキシコ政治の変化の始まりともいえる激変をもたらした。

選挙は次の方法で行われた。下院（任期3年）は小選挙区制の300議席と比例代表制の200議席を選出する。上院は31州と連邦直轄区（首都メキシコ市）から各4人を比例代表で選出し、128議席のうち半数を3年毎に改選する。両院とも連続再選は禁止される。上院は従来の選挙区選挙方式から比例方式に代わった。中央選挙管理委員会は政府からの独立機関となった。大統領任命の連邦直轄区長官（メキシコ市長）は直接選挙制に代わった。

この選挙の争点は緊縮財政の維持か賃上げか、北米自由貿易協定および新自由主義経済政策の維持か見直しかだった。制度的革命党と国民行動党（PAN）

はそれらの維持策を展開した。民主革命党 (PDR) は新自由主義や国営石油公社の民営化に反対し、物価上昇に見合う賃上げと付加価値税の引き下げを要求した。しかし、クアウテモク・カルデナス民主革命党メキシコ市長候補は5月6日、ニューヨークを訪問、金融・銀行・財界首脳との会合で、「われわれは外国投資を歓迎し、政府による市場の規制、経済活動への介入はしない」と確約、新自由主義の推進を保障した。

一方、制度的革命党の現職メキシコ市長は苦戦を覆そうと、連邦直轄の政府職員組合 (SUTGDF) (11万人) に対し、昨年実績の4倍に当たるボーナスなど特別給付を投票日の前日に支給すると発表、利益誘導を行った。これは、メキシコ労働者連合 (CTM) のベラスケス書記長の要請によるもので、自らは激しい民主革命党攻撃を展開し、「制度的革命党に投票しなければ不測の事態を招く」と危機感をあおった。これに対し、CTM批判派の労組は組合員の自主投票を決定した。

その結果は制度的革命党の70年来の歴史的敗北だった。セディーヨ大統領の与党、制度的革命党が初めて下院の過半数を失った。野党側は、民主革命党が首都で圧勝、第3党から第2党に躍進した。

同時に行われたメキシコ市長選挙 (任期97年12月5日～2000年12月4日。大統領の任期終了日と重なる) では、民主革命党のカルデナスが圧勝した。制度的革命党およびメキシコ労働者連合は首都で長期にわたる支配機構を網の目のように築いてきたことから、まさかの敗北だった。現ナマはもはや通用しなかった。カルデナスは2000年に行われる次期大統領選挙の、現時点で最も有力な大統領候補として浮上してきた。なお、カルデナスは88年大統領選に出馬し、勝利しながら政府の不正操作で、問題のサリナスが当選したと広く信じられている。

国政上の影響はすぐ現れた。下院議長の出選では野党が結束し、第1党の制度的革命党を抑え、ムニョス・レッド民主革命党議員団長を議長に選出した。この結果、上下両院議員出席の通常国会で、大統領の年次教書発表 (9月1日) に対し、下院議長が憲法で保障された議長反論権を初めて行使、教書批判を展開した。国会はもはや大統領施策の自動承認装

置ではなくなり、メキシコ現代史では初めての重大な変化が起きた。

変革を求める国民世論の意志の結果として、これまで通りの大統領独裁が不能となったことから、今後のメキシコ政治は次期大統領含みのカルデナス新メキシコ市長の動向、および国民行動党 (財界を支持基盤とする保守党) を含む上位3党の流動的バランスで微妙に決まる情勢だ。米政府、IMF・世界銀行、米系多国籍企業、メキシコ財界は選挙結果をこぞって歓迎し、上位3党による「分権的妥協」を求める包囲網を固め、彼らなりの新しいアプローチを始めた。それだけに、具体的には労働運動の、最終的には世論の動向が流動的再編の方向を左右する。

国家ユニオニズムの支配構造

制度的革命党の敗北は、一心同体のメキシコ労働者連合の支配力の後退でもあるが、完全に支配権を失ったわけではない。しかし、労働運動の再編の動きは加速し始めた。

メキシコのナショナルセンター、メキシコ労働会議 (CT、英語表記ではCL) は労組連合体の調整機関という特徴をもつ。メキシコ労働者連合 (CTM)、労働者地域連合 (CROM)、労農革命連合 (CROC)、革命的労働者連合 (COR)、商品サービス労組連合 (FESEBES)、公務員などの全国一般組織連合 (CNOP) を含む31団体が加わる。CTはメキシコの全労働者の3分の1に当たる公称1,200万人を傘下に組織しているという。各労組には制度的革命党の支部が置かれている。CT最大の連合体がCTMで、主流派としてCTを支配してきた。真正労働戦線 (FAT) や自治大学労組 (SITUAM) などCTMを厳しく批判している独立労組も多い。産業別労組の発展がCTMによって阻害されてきた。

CTMの結成は1936年だった。現在の組合員数は200～500万人とされ、鉄道、石油、鉱山・金属などの労組 (かつて独立系) を傘下に置き、専門職や自営業者の雑多な団体も含めている。組合費を事実上徴収せず、政府から労組経費を受けてきた。サリナス前大統領の相談役で、CTM創立以来の書記長フィデル・ベラスケス (97歳) の在任期間は40年を超えた。

ベラスケスの下で国家ユニオニズムと労働官僚シ

国際・国内動向

システムが完成された。労農国家では労組の自主権は存在しないという立場である。労組支配の手法は労働官僚を駆使し、全国労働委員会による労組の登録やスト権の法的認定で影響力を行使し、反対労組や独立労組の結成を妨害し、スト弾圧では警察、軍隊、ギャングの使用を認めてきた。同書記長は今回の選挙キャンペーンの最中、6月21日に死亡した。その弔砲は制度的革命党＝メキシコ労働者連合の独裁の終わりの始まりを告げる響きがある。

労組の民主化の模索と新たな結集

ここで注目されるのは、選挙で敗北した制度的革命党の支持基盤の流動化だ。同党はメキシコ労働者連合 (CTM)、公務員などの全国一般組織連合 (CNOP)、全国農民連盟 (CNC) などに支えられた。この集票機構は機能しなかった。特に政府の緊縮政策、政労資の協調、および労組の民主化をめぐるCTMと他の労組との亀裂が徐々に広がっていたからだ。

現在、労働運動には、流動的だが3つのグループがある。

第1グループはCT＝CTMの主流派グループで、親多国籍企業勢力である。

第2グループはFOROグループ (フォーラムという意味) で、CT反主流派の商業サービス労組連合傘下の電話労組 (STRM) を中心として95年9月に発足した。これには革命的労働者連合 (COR)、社会保障労組 (SNTIMSS)、電力労組 (SME) の他、独立労組の真正労働戦線 (FAT)、120万人が結集する教員組合 (SNTE) など26労組が参加している。全体で300万人の労働者を代表する。今回の国政選挙では自主投票を決めたほか、組合民主主義と労組自治権の擁護、政労資三者協定 (PACTO) および労資協調主義反対、NAFTA再交渉の推進を取り上げている。ここでは「自由貿易反対運動メキシコ・ネットワーク」(RMALC) を結成して多国籍企業およびNAFTA反対・監視運動をいち早く展開してきた真正労働戦線の影響の広がりが見とれる。

第3グループは「5月1日労組間調整連合」グループである。これは95年メーデー実行委員会として生まれた。第2グループとの調整をはかる電話労組

(STRM)、独立労組の「ルート 100」バス運転手労組 (SUTAU)、地域社会団体、旧左翼グループが含まれる。(第2、第3グループは重複する労組が多い。)

第2、第3グループを中心に97年8月下旬、メキシコ市で全国労働者会議が開催された。これにはメキシコ全土から132労組 (組合員100万人以上) の代表300人が参加し、11月28日に「全国労働組合連盟」

(UNT) 結成大会の開催を決議した。これ自体は制度的革命党＝メキシコ労働者連合の後退の現れだ。

しかし、意見の相違が生じた。推進派の電話労組と社会保障労組に対し、電力労組、革命的労働者連合、教員組合が不参加を決めた。推進派は、CTからの組織的決別を求め、統一行動の尊重はCT勢力の温存につながるとし、慎重派は統一行動の強化を先行させ、組織的決別はセクト主義につながるとしている。現時点では、150万人を結集してUNTが結成されるといわれる。

左翼運動の混迷と労働運動

反帝民主主義人民革命を進めた土壌をもつこの国で、科学的社会主義の見るべき勢力は育たなかった。第2次大戦後の左翼運動と労働運動の分析が進まず、教訓がえられていないといわれる。スターリニズムやトロツキズムの影響も複雑に残っている。やむにやまれず先住民が武装闘争に入ったサパティスタ民族解放軍の動きに便乗して、別の武装闘争をもくろむ極左派も存在する。

民主革命党は、制度的革命党内の「民主化の潮流」という86年結成の改革派が88年大統領選挙を機会に結成した政党だ。同党は今回の選挙で変化を求める労働者の期待を集めたことは明らかだが、米国および財界の期待も集めたように二面性をもつ。

同党が中道左派と呼ばれるのは、88～89年ごろに解党したメキシコ統一社会主義党 (共産党) の一部や、マオイストならびにトロツキストの一部を吸収したからだ。制度的革命党ですらマオイストを吸収してきた。「革命」という用語と同様に「左派」は革新的意義を見いだすには困難な修飾語である。

メキシコの政治と労働運動で生じた変化は流動化と再編の過程にあり、混沌としているが、21世紀に

向けた労働者の変革を求めるエネルギーは明らかに蓄積されている。

(会員・ジャーナリスト)

追記＝「全国労働組合連盟」(UNT)の結成大会が予定通り11月28日、メキシコシティで開かれ、電話労組のフランシスコ・エルナンデス書記長を含む3人の共同議長が選出された。この新ナショナルセンターは規約で、政府、企業、政党、教会からの独立を規定した。

日本女性と雇用の不安定化—『ル・モンド』より

ブリス・ペドゥロレッティ
(草間 輝子訳)

長野県上田市にある丸子警報器—自動車メーカーの下請業者—で働く28人の女性パート労働者は、1996年3月、不当な低賃金に対する補償として1500万円弱(65万フラン)を獲得した。1人当たりやっと2万フランという、この金額そのものは大したものではなかったが、この判決は事実上重大な意味をもつものだった。裁判所が初めてパート労働者に有利な判断を下した。彼女たちの身分は臨時雇用で、同僚のフルタイム労働者と同じ仕事をしてきた。中でも最も長く勤めた人が身分の改善を認められないまま27年間、よく、誠実に働いてきたものだ。この会社では既婚女性はこの条件でしか雇わないことになっていた。

このような例はこれに限らない。景気後退で更に臨時雇用者—女性を中心—を労働力として求める傾向が強まった。日本の企業はこれを人件費削減の手段と考え、これによって大量人員整理という症状から国を守っている。世論の反対が高まっているにもかかわらず、非常勤という雇用形態に関するかなり甘い法規制がこの乱用を助長している。同時にこの状況は女性や若年層に就職についての心がまえの変化をもたらした。

女性労働力人口のわずか50%しかフルタイムで働けなくなると推定されている。日本では1996年には900万人がパート労働者として働き、その70%は女性が占めていた。選択の余地があるとはいえ、例えば子育てを終えて再就職を希望する女性にパート労働がほとんど唯一の可能性なのだ。ところで景気後退は新たな慣行を生み出した。一部の企業ではさっそうく対策を講じ、今後は雇用契約を一年毎に更新する、

と従業員に通告するようになっていっていると、東京女性ユニオン(2年前、東京で結成された女性労組)は断言する。中川・高階法律事務所は、フランスと違って「CDD＝有期雇用契約の更新には締結できる件数と条件に関する法的規制がないのです」と認めている。また、日本のある大手リクルート会社の幹部は、行員の一部を系列会社の新設された臨時業務に移籍した某大銀行の場合を引用する。同じ仕事、新たな身分、そして更なる柔軟性を、というわけだ。

長年にわたりコンピューター化に遅れをとった日本企業は、今後、管理部門での高い生産性を追求する。そこでは多くの事務系労働者が犠牲になる。しかも新しく就職する女性が真先に。こうして、大手人材派遣8社では、今年は前年の6倍の女性新卒者を就職させる考えだ。

「企業はコストを下げるために常勤社員の賃金をパート労働者並みに引き下げたいと内心思っているのです」雇用と男女間格差問題の専門家で朝日新聞の女性記者、竹信三恵子さんはこう説明する。不安定雇用形態が女性の間に増大するのは、日本の企業や官庁では昇進の機会が少いことと無関係ではない。これを是正するために10年前に採択された雇用機会均等法は非常に批判されている。「裁判で勝訴した女性たちは多くの場合、同一労働に対する差別待遇を禁じた労働基準法にもとづいて闘ったからであって、機会均等法のおかげではありません」と竹信三恵子さんは言う。

職業紹介・人材派遣業者はこうした状況を利用する。中には60才以上の幹旋を専門にしている業者もある。労働者はこれまでこの種の業者の活動範囲を

国際・国内動向

16業務に制限して来たが、この程、関連規制を大幅に撤廃した。従って彼らの繁栄は日本での雇用慣行の自由化の反映なのだ。一部の大企業に限られているとはいうものの、終身雇用制度が依然として続くこの国では、このことは一陣の風のように若者たちに受けとられている。臨時雇用は男女新卒者に、かつてなかった自由を提供し、増大する流動性の欲求を満足させる。彼らは毎年、4月の卒業に合せて行われる恒例の日本企業の年次募集、この機を逃すと、彼らにはしばしばその扉は永久に閉されてしまうということを知らながらも、この制度に乗ることを拒否する。

日本では学生の80%が、とるに足りないような仕事、アルバイト（語源はドイツ語のアルバイト）に頼っているのだが、ある人にとっては臨時雇用はその延長線上にある。社会保険料を支払わずにすむのだから、企業にとっては実に好都合だ。そして、失

業問題（1996年には3.3%）にとってもアルバイトは理想的な安全弁となっている。若者たちのほかに多くの女性や殆んど無職に近い人たちがアルバイトに依存している。

大企業の中では会社のために一生懸命忠実に働いても責任者のポストにたどり着く見込みは依然として少なく、日本女性は次第に自分自身のために働くようになった。

テレビや新聞、雑誌のルポライタージュでこれらの実例が山ほど報じられている。出版から広告、ホテル業など、あらゆる業界でこのように自主的行動を採る人は珍しいことではなくなった。他の人たちは海外移住の途を選ぶのだ。例えば長いこと国内でプロとして花開くことが困難だった日本の女性たちにとって香港は最も魅力的な目的地になっていた。

（「ル・モンド」1997年5月21日付より）

広島県の産業空洞化と労働運動

二見 伸吾

はじめに

マツダの企業城下町とも言われる広島。最大の産業が製造業であり、県内総生産に占める割合は24.3%（94年）である。製造業のうち、加工組立型産業の比率が高く（48.8%。全国は43.6%、95年）、造船、鉄鋼、自動車、一般機械の4業種の製造品出荷額等は県全体の52.2%、自動車だけで全体の20.7%を占めている。

こういう産業構造を持つ広島県経済が、長期化する不況の中でどのような状態にあるのかについて報告し、あわせて広島の労働運動が地域経済の振興と空洞化阻止のために取り組んできた活動についても紹介したい。

広島県経済と産業空洞化

まず、広島県経済が近年どのような状態にあるのか各種統計調査から検討してみよう。

●事業所数が戦後初めて前回調査を下回る

96年、広島県内の事業所数が戦後初めて前回調査を下回った（図1）。県統計課がまとめた「事業所統計調査」によると、昨年の事業所数は156096カ所、前回の91年に比べて0.1%の減。従業員5人未満の零細企業（全事業所の60%あまり）は3.0%も減少した。産業別では「卸売・小売り・飲食店」が3111（4.4%）、製造業が1431（8.3%）減っている。

従業者数は144万7610人で、91年から3.9%増加しているものの、増加率は前回（9.9%）に比べ大幅に低下している。産業別では製造業が31518人（9.4%）の減少している。事業所数がもっとも減っている「卸売・小売り・飲食店」は、従業者数では24023人（6.0%）と増加している。業種別では自動車関連が12359

人(22.0%)、繊維関連が6251人(21.8%)の減。地域的にも自動車産業が集中する安芸郡府中町(3165人、12.0%)、海田町(1840人、9.6%)などが従業員数を大幅に減らしている。

●製造業は5年連続して前回を下回る

つぎに、毎年実施されている「工業統計調査」によって「県内最大の産業」である製造業についてみてみよう。

図2は従業員4人以上の製造業事業所の過去10年間の推移である。事業所数、従業員数が5年連続で減少している。91年から96年にかけて事業所が千以上減り、従業員数は約3万2千人も減っていることが分かる。製造品出荷額は92年から95年まで4年連続減少。96年は増加に転じたものの94年の7兆9822億円より約1300億円少ない。

●「衰弱死」型倒産の増加

企業倒産は90年以降増加傾向にある(図3、東京商工リサーチ調べによる)。96年は前年を下回ったものの、97年上期は再び増加へ転じ、185件、負債総額334億円(帝国データバンク調べ)となった。

帝国データバンク広島支店が発行する「帝国ニュース」97年2月14日号は、長引く不況に体力を消耗した『衰弱死』型倒産が増えているとその特徴を伝えた。製造業、小売業などで業歴30年以上のしにせ企業がゆきづまるケースが増えているという。

フォード・マツダと産業空洞化

●フォードの世界戦略と系列部品メーカー

出荷額で県経済の2割を占める自動車産業とは、いうまでもなくマツダとその関連企業のことである。マツダは96年6月、ウォレス氏を社長にすえ、本格的にフォード戦略下に組み込まれることになった。フォードは94年に世界戦略「フォード2000」を発表しているが、この世界戦略は、①プラットフォームとエンジンの種類を減らしつつ、②より多くの製品を作ることを基本にコストを削減し、③車一台あたりの利益を伸ばし、世界市場でのシェアを向上させ、④世界一の自動車メーカーになることを目的としている。

ウォレス社長就任の直前、マツダは部品の輸入を5%から30%へ引き上げると発表、日本経済新聞は

1面トップでこれを報じた(96年6月13日付)。

中国通産局はマツダ関連部品企業の実態調査を96年12月に実施した。対象はマツダ協会の西日本洋光会加盟の65社(回答は59社)と二次協力企業35社である。

まず、一次協力企業の状況であるが、マツダとの取引額が90年度と比較して増えた企業は5社、90%から110%のほぼ変わらずの企業が9社、1割以上減っている企業が42社である。50%以上80%未満が29社で全体の過半数を占める(図4)。

売上も30%以上ダウンした企業が14社、20%以上が9社、10%以上が10社である。従業員数も1割から2割削減したとする企業が17社。2割から3割減らしたとする企業が10社など、マツダからのコストダウン要求に「人減らし」で対応していることがわかる。

注目すべきは二次協力会社との取引の変化である(図5)。70%以上80%未満に減った企業10社、60%以上70%未満が5社、50%以上60%未満が6社、50%未満の企業も9社に上っている。

二次協力会社への聞き取りでも「マツダの生産台数の減少に合わせて仕事量が減少した」と回答した企業が19社、「製造方法の変更や発注のユニット化により減少した」と回答した企業が5社である。あまり仕事量が落ちていないと回答する企業もあったが、そのような企業を含め、一次協力企業からのコスト低減要求が厳しく、「もう下げ幅がない」「吸収しきれない」といった悲鳴ともいえる回答を寄せている。

系列部品メーカーの生き残り策は大きく言って2つ。1つは、品質保証優良認定(マツダが認定を与える)や国際標準とりわけ米ビッグスリーの品質規格「QS9000」などを取得して、自動車産業の中での生き残りをかける道であり、もう1つは、新分野への事業展開で生き残っていこうとする道である。しかし、いずれの道もごく一握りの企業を除き、相当厳しいものがあると言わざるをえない。

●マツダの人減らし「合理化」

92年4月のマツダ労働者数は、正社員約3万700人、期間社員約2500人の計3万3000人であった。それが97年5月では正社員、2万5000人(正社員以外は若干名)となり、5年間で約8千人もの人員を削減した(図6)。そのうえ、ウォレス氏が副社長に就

国際・国内動向

図1

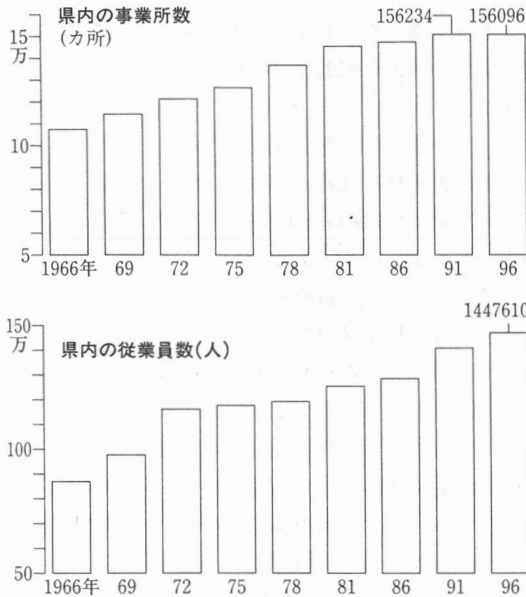


図2 広島県の工業統計推移

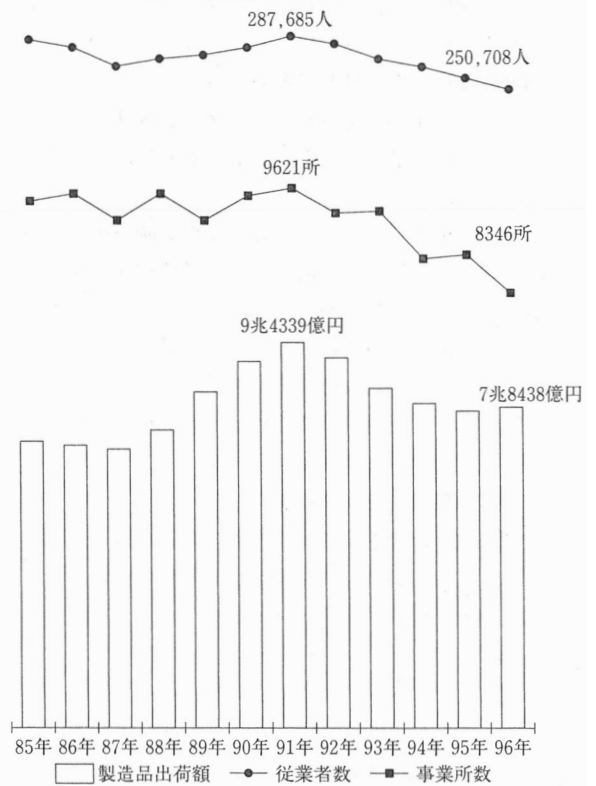


図3 県内の企業倒産件数・負債総額の推移

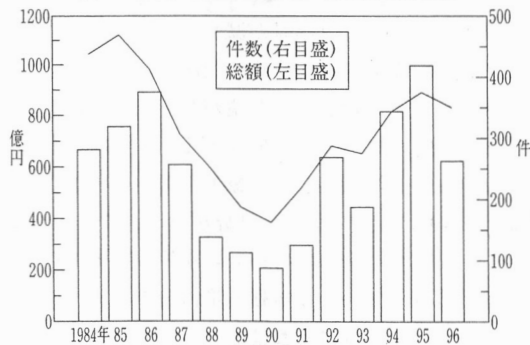


図4 マツダ取引額 (90年度=100)

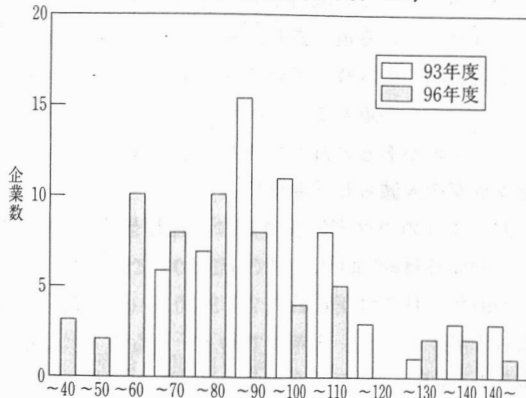


図5 地域内企業との取引額 (90年度=100)

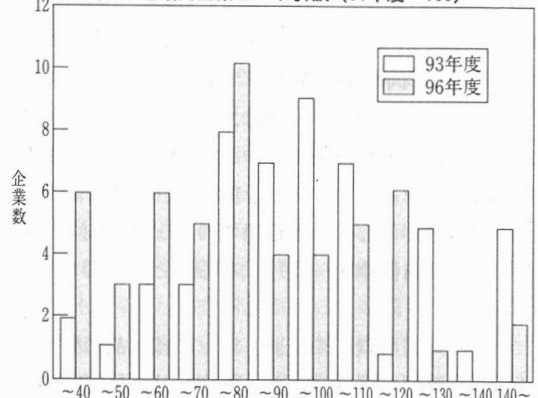
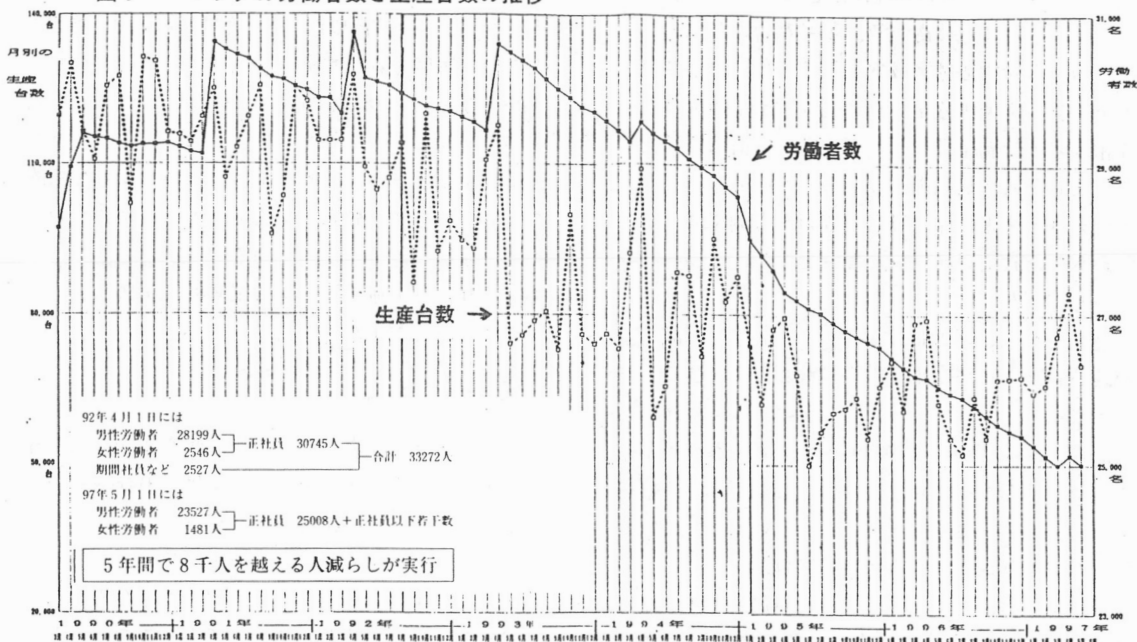


図6 マツダの労働者数と生産台数の推移



任した94年から残業代なしの残業いわゆる「ノーベ
 イ残業」が3年以上にも渡って常態化する。

その一方でマツダの海外雇用者数は90年の約8000
 人から5年には11700人へと増え、国内雇用者の40%
 相当となっている。

労働組合運動の取り組み

広島県労連は産業空洞化阻止し、労働者の雇用を
 守り、地域経済の民主的振興をめざすために次のよう
 な取り組みを実施してきた。

(1) マツダ総行動

マツダ総行動は94年春闘から始まり、回を重ねる
 ごとに発展してきている。マツダに社会的責任を果
 たさせることを通じて不況打開をめざす運動である。
 その経過については佐々木昭三氏の「マツダ支配の
 フォード戦略と労働者」(『経済』96年7月号)を参
 照されたい。特徴についてだけ述べれば、第1に、
 3回のシンポジウムを開催し、地域経済とマツダの
 動向をマツダ労働者、下請け企業、下請け労働者の
 立場から多角的に報告し合い、また、トヨタ総行動
 の実践を学ぶなかで共同のたたかいを進める基礎を
 つくったこと。第2に、96春闘から始まったマツダ
 労働者向けアンケートはがき運動は、マツダ労働者

の声が多数寄せられ、それをピラにして返すことによ
 って、マツダ労働者自身の声で運動をつくっていく
 という方向性をつくり出したことである。第3に
 下請け企業への2度にわたるアンケートを百数十社
 を対象に実施し、その実態をつかむことに努力して
 いることである。これらの特徴が、マツダを包囲す
 る世論を生みだす力の源泉となっている。

(2) 県経済の民主的振興めざす研究会

マツダ総行動の取り組みが進むなかで、地域経済
 の民主的振興のための調査、研究とそれに基づく政
 策づくりが必要さが論議されるようになった。96年
 2月、研究者の協力をえて「広島県経済の民主的振
 興めざす研究会」が発足し、購買力向上委員会と中
 小企業振興委員会という2つの研究会がスタートし
 た。購買力向上委員会は、県民生活の実態把握、県
 民医療の現状と充実の方向性、県財政の実態と大規
 模開発の現状などについて検討、今日まで6回の研
 究会を開催している。中小企業振興委員会は、マツ
 ダなど大企業の実態、コンビニエンスストアの企業
 戦略、県産業の空洞化問題と産業政策などについて
 検討、今日まで7回の研究会を開催している。

(3) 常設の「労働相談センター」の発足

97年8月、広島県労連「労働相談センター」が常

国際・国内動向

設で設置され、3人の専任体制をとった。「労働相談センター」は発足にあたり、①労働者の立場に立っていつでも対応②秘密厳守・相談無料③相談者の要求を運動で実現する④中小企業経営者との協力共同⑤相談者の労働組合づくりを援助し、情報提供、交流、共同、共済活動を行う⑥まともな労働組合づくりをめざす⑦未組織労働者の権利と労働条件の向上をめざした政策提起をおこなう、という7つのモットーを掲げた。

発足日から5日の間に26件（うち8件は面談）の相談が寄せられた。相談内容は解雇8件、賃金・残業代未払い4件、退職金、有給休暇、労災問題などである。相談件数の多さは県内労働者のおかれている状況の深刻さがあらわれているとともに「労働相談センター」への期待が込められているといえよう。

（4）民主県政をつくる会と県知事選

広島県労連は、「清潔であたたかい民主県政をつくる会」の中軸を担い、県知事選をたたかった。「清潔であたたかい民主県政」の実現は、産業空洞化に歯止めをかけ、労働者の雇用と生活を守り、中小企業の経営を守るうえで大きな役割を果たす。

「つくる会」は藤田こうきち県労連初代議長を候補者に擁立し、「くらし・福祉優先の県政への転換」

を訴え、15万2555票（得票率20.2%）を獲得し、善戦した（11月9日投票）。大規模開発優先の「逆さま県政」の実態を具体的事実で追求した政策論戦型の選挙となった。「県の商工予算が中国5県で最低、鳥取県の半分しかない」という事実は県民を驚かせた。現職知事が「キラリと光る生活県広島」など抽象的な言辞に終始し、徹底して政策論争を回避したのと極めて対照的であった。この県政の実態の告発、政策づくりには上述の「民主的振興めざす研究会」での研究と討論が生かされた。

まとめにかえて

以上、簡単ではあるが空洞化問題を含む広島県経済の実態と、空洞化に歯止めをかけ、県経済の民主的振興をめざす労働組合の取り組みについて紹介した。全労連は10万人オルグ運動を提唱し、まともな労働組合の隊列の強化、協力共同のさらなる発展をめざすという。広島県内においても、この10万人オルグ運動の成功によって、たたかう、まともな労働組合運動が量質ともに強化され、すでに始まっている県経済の民主的振興めざす取り組みがさらに発展することを期待したい。

（会員・広島県労働者学習協議会事務局長）

次号No.30（1998年春季号）の主な内容（予定）

日本経済の現状と構造不況打開への道

関 恒義

〔特集〕アメリカ資本主義をどう見るか

- ・アメリカ経済把握の一視角
- ・覇権大国アメリカと現代帝国主義
- ・貧富の格差拡大と「不安階級」のゆくえ
- ・アメリカ労働運動の新展開

佐藤 定幸
浅井 基文
大塚 秀之
秋元 樹

〔国際・国内動向〕

- ・ラテンアメリカにおける経済動向
- ・社会政策学会95回大会に出席して

（その他、書評、新刊紹介など。題はそれぞれ仮題。）

発行予定日 1998年3月15日

雇用・就業とくらしのための「地域政策」

—第2回地域政策研究全国交流集会報告—

辻岡 靖仁

はじめに

97年10月25日(土)午後1時30分より午後6時すぎまで、全労連と労働総研共催の第2回地域政策研究全国交流集会在、エデュカス東京(全教会館)で開かれた。

今回は「雇用、就業とくらし」を中心テーマとした「地域政策」の研究・交流であった。

冒頭、主催者あいさつで黒川俊雄氏(労働総研代表理事)は「今年に入って再び不況が深刻化しようとしている。こうしたなかで労働者の雇用を守り、農業、中小企業の営業を守る地域の運動を前進させ、それと結合させて解雇規制法や全国一律最低賃金制法の確立、労働法制改悪をはじめとした財界流『規制緩和』政策をはねかえす闘いを発展させよう。そのために、それぞれの地域にふさわしい地域政策の確立と前進をめざし研究・交流を深めよう」とよびかけた。当日は「基調報告」(熊谷金道・全労連事務局長)のほか①「農業・食料問題」(石黒昌孝・農民連事務局次長)②「社会保障、解雇規制の意見書採択の運動」(小山洋一・長野県労連)③「不況打開大田区実行委員会のとりくみ」(後藤耕三、同実行委員会)④「東京都『財政健全化計画実施案』について」(渡辺一男、自治労連都職労)⑤「各地の産業政策のとりくみ」(伊藤正志・自治労連副委員長)⑥「阪神・淡路大震災と公的保障を求める運動」(浜岡政好、佛教大学教授)の6つの「特別報告」が行われた。そのあとで10名の追加報告、発言があり、最後に戸木田嘉久(労働総研代表理事)と鈴木彰(全労連副議長)両氏による短かい「まとめ」でしめくくった。

川崎、神戸、長野の市長選、宮城の県知事選などの投票日前日ということもあり出席者は少なかった

が、「基調報告」と各報告、発言がよくかみあい、深まった討論、交流がなされた。以下、当日の感想的な報告をのべることにしたい。

「基調報告」で明らかにされた各地の「不況打開」運動の特徴

熊谷氏による「基調報告」の柱は(1)「共通テーマ」設定で重視したこと(2)共同の討論を通じて明らかにしたいこと(3)各地ですすむ「不況打開」運動の特徴(4)今後研究を深めるべき若干の問題点(5)要求政策、運動の発展方向についての覚え書き、の5項目からなっていたが、その最大の中心点は(3)にあった。

その(3)では各地の不況打開の運動を6つに分類して紹介しつつ、それぞれの到達点と今後の課題についても提起した。

第1は、産業「空洞化」と大企業の民主的規制をもとめる運動についてである。今日、福岡、広島、大阪、愛知、長野、神奈川、茨城など大企業城下町を中心に産業「空洞化」に反対する運動が一定の前進をみせ、広範な団体、個人が「不況打開実行委員会」に結集し「リストラ規制条例」や「地域経済振興条例」の制定運動が行われてきている。しかし、ともすれば、その運動が「条例制定」に重点がおかれすぎて要求運動のエネルギーを全面的に引き出す点で弱点がありはしないかと指摘し、それを克服する方向として長野県労連が展開し、成果をあげている「解雇規制立法制度」の自治体請願採択運動から学ぶ必要があるという提起がなされた。

第2は、大型店の規制と地域活性化をめざす運動についてである。この運動では大阪、東京、福岡、宮城などで商工会議所や商店会をも含めて「もうこれ以上の規制緩和はやめて欲しい」という世論をつ

国際・国内動向

り上げるところまで前進してきていること。特に福島県労連と生協労連（福島）の運動は、いわき市議会、いわき商工会議所、「連合」福島などを含めて「ダイエー元旦営業反対の要請」に賛同する結果をつくり出していることが明らかにされた。

第3は、ゼネコン型「公共事業」と福祉切捨てに反対する運動についてである。その運動は大阪、愛知、神奈川、東京などで取組まれており、特に東京では都議選の結果が、この要求の切実さと今後の一層の取組みの重要性を明瞭に示しており、経済要求と政治闘争（とくに自治体選挙、国政選挙）を結合する運動として目的意識的にとりくむ必要があること。その上で、いま東京、足立区で革新の吉田区長が少数与党のなかで住民本位の予算案成立に苦闘を強いられてことに関連して、これを突破するための新たな地域運動を発展させることが緊急に重要となっていることが指摘された。

第4は農業破壊に反対し、地域経済と就業を守る運動についてである。政府・独占による相次ぐ生産者米価引下げ、輸入自由化の拡大、減反政策の結果、大規模農業を含めて大打撃をうけるなかで、この運動が各地で持続的に発展していること、とくに高知で、日本共産党、県労連、農民連、農協労組を軸に革新無党派層との共同した運動が高まるなかで相次いで革新、民主自治体が誕生し、さらにそれと結びついて、嶺北地方や本山町、西土佐村などで第3セクター方式での建築資材工場の建設や、野菜、子牛の自治体による価格保障などの地域政策が進んでいることが明らかにされた。

第5に、大企業の生活拠点の海外移転、逆輸入拡大に反対し、地場産業を守る運動についてである。この運動では東京・大田区の「不況打開実行委員会」のよびかけで97年5月に2日間にわたって東大阪市で開催された「中小企業のまち民間サミット」には90団体250人が参加し大成功を収めたこと。そこでは各地の運動の成果と課題を交流すると共に、その後、そこで確認された共通する「要請項目」にもとづいて、それぞれの自治体交渉が取組まれ、運動の一層の前進がかちとられていることが確認された。

第6に、阪神、淡路大震災で公的保障を求める運動についてである。あれから1000日以上経過した今

日でも住宅再建は4分の1にすぎず、地域の産業、営業も不振、雇用と失業問題も深刻で、社会福祉、社会保障など国民の権利としての最低限が保障されていない事態がつづいていること。国や自治体が個人に対する公的補償を行うかどうかは、国民のナショナルミニマムを確立する運動との関連で特別に解明すべき問題であることが指摘された。

7つの「特別報告」の主な特徴点

以上のような「基調報告」のあと7人の「特別報告」と10人の「追加報告」、発言が行われたが、それらのすべては「基調報告」と関連し、それを深める立場からのものであった。まず、「特別報告」の特徴点をのべよう。

①「農業、食料問題」についての石黒氏の報告は「基調報告」を補い、生活者米価の相次ぐ下落は豊作が理由ではなく政府、財界の意図的な値下げ政策にあること。農林水産業を守るとは国民のいのちと健康、暮らしを守ることである点を明らかにし、その上で政府、財界を「地域から大きく包囲した運動」の方向として、④地域から政策変更を迫る世論の結集⑤国と自治体による価格保障⑥大豆、小麦、菜類、豆類の生産助成⑦直売所、産直の助成⑧土地改良の助成⑨後継者対策⑩県段階での予算組みかえ、などの具体政策を展開した。

②「社会保障、解雇規制の意見書採択の運動」についての小山氏の報告は「基調報告」を補い、自治体への解雇規制立法要求請願書の内容は「④すべての職場で週40労働時間⑤不当解雇規制立法制定⑥地域の雇用確保の諸施策⑦パート労働に関する条約（ILO175号条約）の批准と法改正⑧女性差別解消」となっていることが明らかにされた。また採択自治体はすでに1市4町15村となっており、議会ではILO175号条約の質疑が行われるなどのことがおきていることも報告された。

③「不況打開大田区実行委員会のとりくみ」についての後藤氏の報告では「実行委員会」が94年2月以来今日まで持続的に運動しつづけてきた理由について④「共同アピール」と「共同宣言」を発表し政策と運動方向を明らかにしたこと⑤そのときどきの情勢の進展に応じて運動の方向を提起しつづけて

たこと◎保守層との共同の条件を示してきたこと、の3つをあげた。

④「東京都『財政健全化計画実施案』について」の渡辺氏の報告では、「財政健全化計画」は、あくまで財界奉仕、ゼネコン型臨海開発をやりたいための「計画」であることを徹底的に明らかにし、開発の見直しを求める運動とのセットで自治体労働者の労働条件改善要求と都民生活擁護の諸要求実現運動にとりくむことの重要性を強調された。

⑤「各地の産業政策のとりくみ」についての伊藤氏の報告は、大阪・守口市、高知・本山町、愛媛・今治市、岩手・沿岸11自治体、福岡・北九州市、大阪・岸和田市、広島・君田村など全国各地で自治労連が行っている地域政策にかかわる運動を具体的に紹介しつつ、今日の情勢は60～70年代情勢とちがいで農業、中小企業問題で、これまで保守党を支えてきた階層との本格的共同が可能な客観的基盤が成熟していることを明らかにした。そして、ここに今日の革新、民主自治体形成の必然性があるとのべた。

⑥「阪神・淡路大震災と公的保障を求める運動」についての浜岡氏の報告は「基調報告」を深める立場から、仮設住宅居住者の2年目の生活実態の調査活動にもとづき④エンゲル係数46.4%の生活⑤無業者60.9%⑥臨時・日雇、パート37.3%などの実態のなかで「気持ちが悪えてきている」精神状態の危機を強調し、公的保障の不可欠性をあらためて力説した。その上で一般的性格としての生活安定のための3点セットとして④仕事による所得確保⑤社会保障・社会福祉システム⑥教育や住宅、医療、光熱、水道、交通、通信や文化施設などの生活基盤保障の今日的、拡充の必要性。それとあわせた被災者への公的援助金の制度化としての「生活再建援助法案」（全壊世帯500万円、半壊世帯250万円支給）の実現の必要性を強調した。

「追加報告」の主な内容について

「特別報告」のあと10名の人が「追加報告」や発言を行ったが、そのうちの4名の「追加報告」の内容を紹介しておくことにしよう。

①北海道労連の片岡克巳氏は、北海道における雇用問題は特別に深刻であり、その背景には道の基幹

産業（石炭、農林、漁業、非鉄金属、鉄道）が軒なみ崩壊していることがある。とくに季節労働者20万5千人（95年度）に対する冬季雇用援護制度237億円（96年度）がもぎとられようとしていること。また北海道開発庁の廃止がいわれるなかで年間1兆5千億円の公共事業費がどうなるのか、などの問題がある。機械的に「公共事業費の削減」を叫ぶのではなく、公共事業の民主的転換、生活密着型公共事業の重視の政策提起が必要であることを強調した。

②愛知県・国民大運動西三河実行委員会の代表はトヨタ自動車本社に対する「産業空洞化から地域経済、雇用を守る要求書」の内容として④地域経済と雇用の安定に関する事項⑤下請、中小零細企業者の保護に関する事項⑥賃金、労働条件の改善に関する事項、の3点について、それぞれ具体的に示し、それに対する回答をもとめ、大企業の社会的責任を追及する闘いの展開を報告した。

③福岡地区労連の渡辺氏は地区労連が福岡市に提出した97年度「統一要求書」の内容を報告した。要求書の内容は④大企業本位の大型開発優先の市政をあらため、市民の生活環境優先、福祉の向上に役立つ街づくりを行うために⑤市民生活に直結する公共料金の値上げをやめ、暮らし、福祉、医療を守り、拡充するために⑥大企業の横暴を規制し、労働者の雇用確保、中小・経済企業の営業をまもるために⑦公平・公正で民主的な市民のための市政を、の4つの柱からなりたっている。また福岡市でも東京都にならって「財政健全化計画」が出されようとしており、それに対応する地区労連としての素案をつくり、一年後の市長選にそなえることの必要が強調された。

④東京、家内労働者の組合代表である豊田氏から、東京での家内労働者の不況下での仕事と生活、労働条件の実態が報告された。そのなかで家内労働者は労働者でなく自営業者とみられていること。そのために労働者としての権利がみとめられておらず、健康保険も国民健保、年金も国民年金にしか加入できないこと。こうしたなかで労働者としての権利を前進させるために東京都に仕事や生活や健康を維持、確保するためのさまざまな要求をうち出し、少しずつ前進してきていること。これからも、もっと労働者としての位置づけを明確にして運動を発展させた

国際・国内動向

いと述べた。

このほか6名の労働組合代表や学者、知識人が報告、発言したが紙数の関係もあり割愛せざるを得ない。

感想的しめくくり

最後に戸木田、鈴木両氏の「まとめ」の発言をもふまえながら本集会の成果と今後の課題について感想をのべ、本報告のしめくくりとしたい。

今回の研究交流集会は、わずか1日約5時間（当初は2日間予定したが、出席者が少人数のため1日に短縮）の短時間であったが、福島で開かれた第1回目（96年5月）とくらべて飛躍的に前進した（もっとも筆者は1回目は不参加、戸木田氏の「まとめ」発言による）。そして、その理由は次の2つの点にある。

第1に、これも戸木田発言にあったがテーマを「雇用・就業とくらし」としたことである。「雇用」は今日、失業、雇用不安におびやかされている労働者のもっとも切実な問題である。「就業」とは深刻な危機におちついている農業、中小企業者、自営業者、家族従事者の仕事の問題である。そして、この2つの問題は、全国的な課題であるとともに、同時に何よりも地域で、どんな形にしろ、さしせまって取り組まなければならない切実な課題である。「くらし」の問題も、農民や中小業者にとっては就業と一体の問題であり、労働者にとっても職場での賃金問題とあわせて、最低賃金制、さらには全国民共通の社会保障、ナショナルミニマムという、全国的で地域的な生活保障としての問題である。

そして、この3つのテーマにしぼった「地域政策」としたことが集会の性格を統一づけたのである。

第2に、「基調報告」がよく準備され、よく整理して提起されたことである。とくに「各地ですすむ『不況打開』の運動」を6つに分類して紹介されたので、非常にわかりやすく、それぞれの報告も、「基調報告」とかみあって深められたことである。

第3に、これがもっとも大切な点だが、今日の情勢のきびしさとともに96年10月の総選挙やその後の地方選、首長選、東京都議選などできり開いた有利な情勢を反映して先進的な運動が全国各地で発展し

てきており、それが本集会に反映されたからである。

同時に、今後の課題として次の諸点が指摘できる。

①これは「基調報告」のなかの「共同の討論をつうじて明らかにしたいこと」のなかで強調されていた点だが、各地域のさまざまな「不況打開」運動を「日本経済の国民的本位の再建」という課題との関係で位置づけるような討論がそれほど展開されず、今後の課題として残されたということである。本来、地域政策とは全国的政策、産業別政策、職場政策に対応する地域政策であり、それぞれの諸政策との関連における地域政策である。これらを深めるためにはナショナルセンター、産別組織、単産と地方、地域労連、労働総研、地方、地域の民主的研究機関との一層の協力共同が必要であろう。

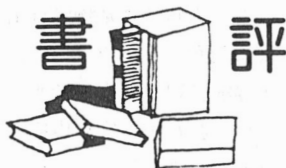
②これも「基調報告」のなかで、強調された点であるが、経済闘争と政治闘争との今日的関連である。いくつかの報告で、自治体選挙や首長選との関連がのべられており、都道府県や市の「財政健全化計画」などに対する対策の重視が強調されているが、国の「財政構造改革」との関連がまだ弱い。この点は①の弱点と重なりあっているものであろう。また、選挙闘争との結合の意識的取組みについていえば「不況打開」運動の大量宣伝活動を重視することであらう。

いずれにせよ、第2回集会は、少数の参加者であったが質的に成功した。第3回は、その上に立って質・量ともに成功を期待したい。そのためには鈴木氏が「まとめ」でのべたように、情勢の変化が激しく、したがって当然要求も変化する以上、政策活動の土台をなす要求の変化を正しくみきわめ、それにもとづいて一層豊かな政策活動を前進させることが必要である。それに寄与する労働総研の研究活動も質・量ともに、拡大する必要がある。

（常任理事）



上原信博著



『現代日本資本主義に おける農業問題』

暉峻 衆三

山田盛太郎『日本資本主義分析』は明治維新以降1930年代に至る、特有な構造をもった戦前期日本資本主義の構造を見事にえぐりだした名著とされた。そこでは「軍事的半封建的」性格をもった日本資本主義が、アジア的低賃金労働者の搾取を基礎にして成りたっており、このような階級構成の基礎には「半封建的土地所有制＝半農奴制的零細農耕」という特有な構造をもった農業部門があるとされた。半封建的地主は半農奴制的零細小作農民から高額高率現物小作料を収取し、そのもとで窮乏化した小作農民からアジア的低賃金労働者が大量に排出されるという、資本・賃労働と農業・地主制度との相互関連を山田は鋭くえぐりだした。

ここで書評する本の著者・上原は、敗戦後の農地改革時以来山田盛太郎の薫陶をうけながら育った研究者だ。過去30余年にわたり戦後日本の農業問題を資本主義構造との関連で孜孜として探求するなかで発表した諸論稿をベースに、農地改革からWTO体制下の現時点までを、歴史的段階を追いながら叙述や統計も改めつつ新たに一書に再構成した労作が本書である。

第1部は4章構成からなる。日本資本主義の戦後再編の起点をなす「戦後改革＝農地改革」(第1章)。農地改革によって成立した「自作農制＝零細農制」を基礎にして日本資本主義が復興する1950～55年段階(第2章)。さらに新鋭重化学工業を基軸にして日本資本主義が高度成長をとげ、農民層分解の急速な進行開始のもとで農業基本法(1961年制定)農政が推進されていく70年段階まで(第3章)。そして、ドルとオイルの両ショックを契機に高度経済成長に終止符が打たれ、「農業解体」の開始のもとで「総合農政」があらたに展開される70～80年代半ば(第4章)

が分析される。

第2部は、80年代半ばから今日に至る現段階の分析(第5～7章)。ここでは、冷戦体制解体、ガットUR、WTO体制下に「構造調整」を迫られる日本資本主義と、農産物総自由化による「農業構造解体の総仕上げ」が「新農政」下におこなわれていく農業、その相互関連の分析がおこなわれる。

そして「終章」で日本農業再建の課題と方向の提起がおこなわれて結びとされる。

本書は、戦後日本資本主義の諸段階を追い、それと相互関連させながら農業問題の分析を精密におこなっている。叙述の厳密さを期して文中に挿入句を付したカッコを多用していることが、本書をかなり読みづらいものにもしている。紙数も限られているので、本書の内容を章ごとに紹介することは省略して、ここで著者が言おうとしている要点をつぎの2点にしばってのべることにしよう。

第1は、著者の分析視角なり方法についてである。この点では山田盛太郎の高弟にふさわしく、著者は山田を継承しているといってい。前述のように山田は、戦前期の「軍事的半封建的」日本資本主義の重要な基盤に特有な構造をもった農業があり、その「半封建的土地所有制＝半農奴制的零細農耕」からアジア的低賃金労働者が大量に排出されるという、資本・賃労働と農業・地主的土地所有制度との相互関連を透視した。

上原は、新たな装いと構造をもつ戦後日本資本主義の分析においてもこの山田の分析視角を踏襲しているといってい。ただし、戦後の起点をなす農地改革を契機に、「半封建的土地所有制」(地主制)は解体され、「自作農制＝零細農制」へと農業構造は編成替えされた。この「自作農制＝零細農制」を基盤

書 評

とし、分解させながら戦後日本資本主義の再編復興と発展はおこなわれた。

戦後日本資本主義は、戦前とちがって、世界的にも先端をゆく新鋭重化学工業さらにはME産業を基軸に、他に類例がないほどの高度成長を遂げ、アメリカに次ぐ経済大国ののし上っていく。そのもとで農業の比重は、あらゆる指標で明らかに急落した。

にもかかわらず、日本農業は戦後段階においても日本資本主義の復興と発展を支える重要な条件となりつづけた、と著者はいう。

第1に、「自作農制＝零細農制」のもとでの低米価こそ、低賃金の裏打ちとして戦後日本資本主義の「再版原蓄」と復興を支えた。

第2に、高度経済成長下日本の労働者の賃金水準は総じて国際比較でも上昇をとげたが（とくに85年以降）、日本の賃労働市場は鋭い格差構造を内包しており、それを解消しえないまま今日に至っている。中小零細企業に根強く存在する格差的低賃金、劣悪な労働条件、相対的過剰人口の存在。日本農業の比重は低下し、「自作農制＝零細農制」は急激な分解をとげながらもなお、上記の格差的賃労働条件と密接に関連し、戦後日本資本主義の存立条件となりつづけていることを著者は強調する。

この相互関連の指摘は正当だといえよう。と同時に、そこでの、戦前と戦後の段階の差異にも着目した方がいいのではなかろうか。大まかに、戦前には、農家の所得と家計費は都市勤労者の半分であり、とりわけ地主制の存在と関わって小作賃農は日本の貧民層の重要な部分を占めた。だが戦後は、農地改革と高度経済成長をへて、農家の所得と家計費は都市勤労者のそれを上まわるに至った。ただし、農家所得のなかで農業所得の比重は一路低下しつつ、ではあったが。戦前と違って戦後の特徴は「貧農」が基本的に消滅したことであろう。この状況は戦後の賃労働者の性格規定にも当然はね返ってこよう。

第2は、80年代半以降の今日の日本農業問題を著者がどう捉えているか、だ。アメリカの地位後退（ドル安）と日本の地位上昇（円高）、日本でのME・情報化の急進、輸出と海外投資の急増、対米を中心とする貿易摩擦の激化。こういう状況にガットUR合意、WTO体制への移行が重なって、日本はこの期に

「国際協調と産業構造調整」を強く迫られ、日米貿易摩擦のいけにえにされる形で農産物総自由化に突入する。農産物輸入は急増して自給率は激落し、60年以来「自作農制＝零細農制」のもとで曲がりなりにもおこなわれてきた、農産物価格や農地をはじめとする「農業保護政策」に終止符が打たれる。農業の担い手、農地、農業生産、あらゆる面で農業の内部崩壊が進行する。著者はこの期を「戦後農業構造解体の総仕上げ」と総括する。このような状況のもとで体制の側は基本法農政に替わる「新農政」を打ちだそうとする。それは従来の保護政策を大幅に後退させつつ、自由化になお耐えうる更なる大規模経営（個別ないし組織体）の推進である。だが、その路線は成功する見込みはない、と著者はいう。平成不況の長期化もくわわって、下層農の離農、それによる農地流動化は進まず、従って規模拡大も進まぬ。自由化の急進と農産物価格低下は上層経営にも打撃を加える。

では、日本農業の危機打開の道、食糧供給基地としての役割りを期待できる道はあるのか。著者はこう提言して本書を締めくくる。個別経営と協業経営の多元的経営形態の並存のもとで、田畑輪換による複合経営を発展させる政策が必要であり、そのためにも合理的農産物価格体系と農産物輸入に対する国境措置が必要である。そして多元的経営形態の追求も、単なる小農経営の維持ではなく、彼らの「小土地所有を前提として、その社会的合理的土地利用を高めるよう、集团的土地利用、集落営農体制が、零細耕作の枠を超えて発展していく」（242ページ）ようにする必要がある、とする。

問題は、農業のどのような担い手、現実の動きが、著者が提起するこのような打開の道筋に結びつくのか、であろう。著者は80年央史以降の日本農業の現段階を「解体の総仕上げ」として捉え、一方では離農もでぬまま大量に滞留する大量の下層の「土地もち労働者」層、他方では上向展開の展望もない上層農の存在を指摘する。この総解体の把握と、著者のいう展望とのあいだに率直のところ断層を感じる。両方をつなぐ媒体が必要ではないだろうか。

現実には、総自由化による日本農業の急激な後退と危機のもとにおいて、個別経営としてのみならず

多様な集団的経営や法人経営を結成して必死に生きぬこうする農業者たちの営みが少数ではあれ存在する。また、消費者＝市民と結びつきながら、安全で安心できる食糧の生産に励む農業者の営みもある。彼らのなかには農政が追求する規模拡大路線とは一線を画するものが多い。「解体の総仕上げ」のなかにも、著者がこういった困難だが前向きの動向の存在にも眼配りしていたならば、未来へむけての著者の提言はより説得性をもちえたのではないだろうか。

(御茶の水書房、1997年6月刊、3,300円)

(東亜大学大学院教授)

早川征一郎著

『国家公務員の昇進・ キャリア形成』

戸木田嘉久

政官財の癒着が問題にされて久しい。くわえて昨今は、さまざまな贈収賄事件もあって、省庁批判や官僚批判がいつそうきびしくなっている。こういう状況をも意識しながら、今この重厚な研究書が刊行された意義は大きい。

本書は、国家公務員、とりわけ高級公務員（高級官僚）の昇進・キャリア形成を、一般公務員との違いを考慮しながら解明しようとしたものである。なお、ここで「昇進」とは、国家公務員としての「昇任」「昇格」をいい、「キャリア」とは、省庁内の「昇進」のみならず、その後の「天下り」「政界進出」などをもふくむ概念として使われている。

本書の概略的な構成だが、序章・課題と方法、第1章・国家公務員の数・種類・試験、第2章・一般公務員の昇進システムとその実態、第3章・高級公務員の昇進システム、第4章・高級公務員の昇進実態、第5章・高級公務員などの「天下り」問題、第6章・高級公務員などの政界進出、終章・国家公務員のキャリア形成、行政組織と権限、責任と現代日本国家となっている。

著者は、この意欲的な構成に即して、膨大な参考

文献と一次資料の丹念な収集と整理、的確な分析と批判をもとに、400ページに近い大著をもって現代日本の高級官僚論に迫ろうとされている。なお、著者も指摘されるように、これまで社会政策・労働問題研究の分野からする官僚像や官僚制の研究はきわめて貧弱で、本書はこの未開の原野に大きな里程碑を打ち建てたものといえよう。

私自身、本書から教えられ、またとくに関心をもって読ませてもらった点を挙げておこう。

私が何なりも、その研究の視角と方法で注目するのは、国家公務員の採用試験、昇進、キャリア形成について、一般公務員の場合との対比を意識しながら、高級公務員という特権的な「キャリア組」、エリート官僚が、どのように育成されていくかが照射されていることである。

キャリア組の出発点（「入口」）は、「Ⅰ種試験合格・採用」であるが（97年度766名）、いぜん旧帝大、とりわけ東大法学部が大きな比重を占める。この採用者は、本省庁総務課、企画課などに配置され、「8割昇格」という「必要経験年数」の8割で昇進し、俸給表が上り、昇進していくという特権が慣行化している。

高級官僚のなかのトップ官僚、例えば大蔵事務次官への昇進ルートは、5年目で税務署長、18年目で課長補佐、主計局主査を経て主計官、20年目で文書・総務・主計の課長、さらに財務局長・国税局長を経て、30年目で局次長、審議官、さらに官房長、主税局長、あと主計局長・国税庁長官を経て、35年目事務次官で“上り”ということになる。

こうした昇進パターンが、大蔵省を中心に通産、建設など主要官僚について、豊富な資料などをもって分析され説得的である。こうした「昇進」慣行の結果として、大蔵省や、通産省などの歴代事務次官の地位は、東大法学部出身者によってほぼ完全に独占される。

高級公務員の特別な「昇進」にたいして、「Ⅲ種」・初級試験で合格・採用された高卒・大卒の一般公務員の昇進はどうか。

「Ⅰ種」の高級公務員の昇進はすぐに3級から始まり、「8割昇格」で昇進、11級の本省部長クラスまでは、ほぼ確実に進む。これに対して、「Ⅲ種」の一

書 評

一般公務員は1級から始まり、多くが5、6級という本省係長クラスか、うまくいって7・8級の同課長補佐止りで出口となる。なお、著者は、高級公務員の駆け足の「昇進」にたいして、こうした長年の遅い「昇進」の一般公務員こそ、「その分野では実務の大変なエキスパートであろう」と、国家行政の真の担い手の所在がどこにあるかも、示唆されている。

高級公務員の特権として、国民の批判的となっているのは「天下り」である。著者は、「天下り」は一般公務員の早期退職や再就職とは「本質的に意味が違う」、それは「あくまで見返り（利益）を担保としている」といい、高級公務員の、営利企業や公益法人への優雅な世襲的な「天下り」の実態を克明に分析されている。

「天下り」に代るのは、国会議員としての「政界進出」であり、知事、副知事といった都道府県幹部への転出であるが、この面の分析からも多くを教えられた。

最後に、この労作にたいして、私なりになお今後へ期待したいことを挙げておきたい。

1つは、著者が一般公務員の昇進、キャリア形成等との関連を意識し、高級公務員の分析を進められていることを私はとくに高く評価するものだが、この点はもっと徹底して、行政実務のエキスパートである一般公務員の典型分析について、さらに掘り下げてほしい気がする。著者にはすでに『国・地方自治体の非常勤職員』（自治体研究社）という、注目すべき著作がある。この著作とのバランスからも、一般公務員についての更に掘り下げた取り組みが期待される。

2つには、高級公務員にかんして、その「昇進・キャリア形成」の本質からして、政・官・財複合体のいわば中軸として財政・金融・産業・経済などの政策形成にいかに関与しているか、このいわば官僚政治の中心問題に取り組み、格闘されることもできれば期待したい。もっともこれは、社会政策・労働問題研究の分野を越える問題でもあるだろうが。

（日本評論社刊・1997年3月・4,700円）

（代表理事・立命館大学名誉教授）

木村保茂著

『現代日本の建設労働問題』

佐藤 眞

本書は、著者の多年にわたる建設労働問題研究の成果をまとめたものである。「戦後重化学工業段階からME段階へと推転を遂げた、日本資本主義の資本蓄積に占める建設業の位置」を明確にし、「現局面における建設労働の諸問題を剔出し、わが国の産業社会内に建設労働を正しく位置づける」ことが本書の目的とされる。その方法は、労働過程分析を中心に、丹念な実態調査をベースにした実証的研究である。まず、本書の特徴を示すものとして、とくに次の2点をあげておく。その1つは、労働過程分析を軸に、建設業と製造業（鉄鋼・自動車・電機産業）の生産ラインとの比較検討を通じて建設労働の現段階的特質解明を試みている点。もう1つは、本書全体を通じて考察される「能力開発」（教育訓練）の分析と関わらせて、建設業の合理化と労働力の再編・陶冶の実態を提示していることである。これらは、重層的下請制を特色とする今日の建設労働問題をトータルに把握する上で、不可欠な作業であるにもかかわらず、先行研究では欠落もしくは弱点としてあったように思う。本書は、この未開拓ともいえる分野に取り組んだ貴重な成果といえる。勿論、本書の意義はそのアプローチの独自性に尽きるものでないことは、以下の概要紹介のなかで明らかになる。

本書の構成は、3部9章から成っている。

第1部は、ME化段階における建設業の合理化と労働力の再編・陶冶の実態を地下鉄シールド工事を例に、その労働過程の特質を製造業の生産ラインとの比較検討にもとづき分析し、ゼネコンと下請の労働者を対象とした労務統括機構、「能力開発」（教育訓練）の現状を考察している。そこでは建設労働のフレキシビリティ、下請企業の「責任施工体制」の進展と世話役的機能衰退の現状ならびに教育訓練の特徴を明らかにしている。

第2部は、建設労働市場の重層制の全体像を提示

すべく、建設出稼者、建設技能工、施設職員それぞれの労働市場分析がなされている。

第3部は、鉄鋼業の建設社外企業(工事請負企業)を対象とした合理化分析であり、鉄鋼一貫メーカーの鉄鋼大手製鉄所の構内企業を分析対象としている。ここでは、整備部門の下請化にともなう労働力の編成替え、社外企業の再編と新たな管理政策、工事請負企業の能力主義管理や教訓訓練の特徴について検討している。

各部の「むすび」でそれぞれ小括がなされているが、終章において本書全体の総括と課題が次のように示される。

①建設業の生産力段階はME化による工程の「システム化」に到達したが、現場労働の実態は自動車、電機、鉄鋼業にみる先端工場のライン生産のような本格的にマニュアル化された作業標準レベルにはほど遠く、半熟練を基調とした「集団的熟練」を含む多様で標準化しにくい仕事の協業を特徴としている。

②建設業の「多能工」化は、他産業における単能工(単純作業)の集積とは違い、各専門技能工に、玉掛、ガス溶接といった資格を複数取得させるという方法にみられる職域＝作業の拡大、再統合と言いうるものであること。この「多能工」が建設業の中核に位置する。

③建設不熟練(出稼)労働市場は、「不安定雇用労働市場」と多くの共通性を有する。これに比し、建設技能工労働市場は職種別労働市場の一部を構成し、横断的であるが「不安定雇用労働市場」と截然と区別されずに、雑然と入り組みながら流動性を強めている。だが、職員層とは異なり、「企業社会」の束縛からは「自由」なため、能力主義的競争秩序から無縁であること。この「自由」に由来する「自律性」(労働過程である種の裁量権をもつ)は、建設労働者の陶冶に結びつく可能性を有し、企業別労働組合とは異なる彼らの自主的な組織を拡大する可能性・諸契機となりうる。そのことは鉄鋼業の建設社外工にも企業横断的な労働組合を展望するうえで示唆を与えるであろうこと。

④大手ゼネコンの職員の能力主義管理は、実態としては年功処遇の度合いが高く、基幹産業のような能力処遇に重点をおいた段階には至っていない。

⑤能力主義管理と不可分の関係にある教育訓練は、大手ゼネコン職員においては、自己啓発(目標管理)とOJTの結合が始まった段階であり、昇進・昇格管理との結びつきが弱く、技術教育・管理技術教育などの技術的陶冶を重視している点に特徴がある。建設作業員の教育訓練の主要なものは安全教育と技能教育である。とくに技能資格取得は、資格を賃率に結びつける客観条件を生み、職種別労働市場形成の客観的条件を作り出してきている。

⑥建設労働者の組織化が進むことは、他産業の労働市場との流動性が強まっている現状では単に建設労働組合運動の問題だけではなく、わが国全体の労働組合運動に強いインパクトをあたえる。その意味で労働組合運動論や組織論を含む建設労使関係の研究は焦眉の課題である。

以上が本著の概要である。最後に、著者が指摘する運動論、組織論の課題との関わりで言及しておきたい。技能資格と賃率の結合が「下支え機能」をもつ横断的職種別労働市場の形成を客観化し、建設労働者の「自律性」の積極的側面がより助長されるとする著者の長期展望のシェーマは理解できるとしても、あまりに楽観的に過ぎるのではないか。膨大な不安定雇用市場を底辺にもつ建設労働市場の開放的特質を考慮するならば、仮に労働政策として技能資格と賃率が結合されたとしても、人職規制的な性格を付与することは現実的課題にはなり得ない。むしろ、そこでの「下支え機能」を具体的に実現する方途は、技能資格からも実態として排除される労働者の、労働と生活のミニマム・スタンダードの確立への運動が併行して追求されることで、はじめて可能になるのではなかろうか。以上、紙幅の都合上、書評というよりも紹介に終始したが、御海容願う次第である。

(学文社・1997年2月刊・12,000円)

(岩手大学助教授)



新刊紹介



鹿児島経済大学地域総合研究所編

『地域のくらしと高齢化社会』

本書は、鹿児島経済大学地域総合研究所で取り組まれた研究プロジェクト「高齢化社会と鹿児島ーその課題・対応・展望」の成果の一端である。高齢化の社会的対応のあり方は地域社会のあり方と密接にかかわっており、その検討には地域の社会の構造や文化を視野に入れた調査と研究が不可欠であること、高齢化先進県である鹿児島県の現状と課題を明らかにすることは何らかのインパクトとなりうることとの観点にたって、実態調査を踏まえた「実証性をもった地域からの発信」をめざしてまとめあげられた共同労作である。

全体は8つの章から構成されている。総論的に高齢化および高齢化社会を論じた第1章に始まり、消費生活(第2章)、住環境(第3章)と続き、第4章から第6章でマンパワー問題を多面的にとりあげ、最後の第7章と第8章で高齢者雇用を分析している。総論では、高齢化の一般的分析に続いて、県外転出による若年層の人口割合の低さゆえに、長くない平均寿命にも拘わらず高齢化率が高く高齢者のみ世帯の割合も高い鹿児島の特徴が明らかにされ、消費生活・住環境の分析では、移動の制約ゆえに地元の馴染みの店での買い物を求める高齢者特有の消費サービスニーズとこうした地域の消費スタイルを維持する必要性、全国一高い高齢者の独居率とその独居高齢者の持ち家率・居住環境の低さ、高齢者世帯への公的な住宅供給の必要性などが析出されている。またマンパワー問題の分析では、社会福祉関係の前職をもたない老人ホーム施設長の多い鹿児島の実態と資格化の必要、社会福祉現場実習体験による学生の意識の前進と福祉実習教育の積極的意義、実践的で継続性のあるソーシャルワーカーの卒後教育の必要性などが、実態調査にもとづきながら明らかにされ

ていく。最後の高齢者雇用については、鹿児島経済の停滞性・低生産性に規定された高齢失業者の固定化・累積化の実態、高齢者雇用問題を失業問題として捉える視点を欠いた県の労働政策の現状、それに対置すべき政策の基本方向等が鋭く分析されている。

高齢化にともなう地域社会の変化や課題は、いうまでもなく地域的な特性を纏って現出する。しかし、地域性の徹底した分析は逆に問題の普遍性を明らかにし問題解決の共通の方向を指し示す。本書はそのことを実証してくれている。こうして丹念な実態分析を踏まえた「地域からの発信」が高齢化施策の前進には欠かせない。是非一読をお勧めしたい。

(日本経済評論社・1997年4月刊・3,500円)

(横山寿一・金沢大学教授)

千田忠男編著

『労働科学論入門』

現代の過密労働規制を課題とする運動団体と共同した「現代労働負担研究会」の中心メンバー、千田忠男氏を編者とした、労働医学・社会医学の若手・中堅研究者による意欲的な学習テキスト現代社会と働き方を考える『労働科学論入門』が刊行された。

これは、著者たちの日頃の大学での講義、働くものの労働安全衛生やいのちと健康を守る運動への協力、産業衛生学会などへの研究活動をふまえて、学生、労働者、労働安全衛生担当者、研究者などに広く読まれるものをと共同で執筆したものである。

その内容は、第1部として、労働科学論の基本を今日の研究と実践の成果をふまえて、自然と人間労働、労働の動態、労働の生産力の向上、社会の中の労働、生産様式の変革と労働の変容で構成されている。第2部は、現代労働の問題と課題を、労働の動態と負担軽減、過労死とその予防、職業性ストレスとその緩和、中高年者の労働と健康、海外派遣と心身の健康管理、コンピュータ労働の現実と展開、養護学校の教員にみられた職業病、それに執筆者の問題意識を議論した「これからの労働のあり方を考える」と、終章に「労働の未来」を問題提起している。

読んでみての感想と意見は、第1部は、労働医学・社会医学の立場から、今日の研究成果をふまえて、

各テーマごとに論点を整理されて、できる限り分かりやすく記述する努力がされている。ここでの論点を、科学的な哲学・歴史学・社会政策や労働問題の研究者と論議すると「現代社会の労働」について、さらに深められると思う。共同研究の機会が望まれる。

第2部は、執筆者の実践や運動団体との共同での成果がよく整理され反映した読みごたえのある内容であった。これは、ぜひ多くのいのちと健康を守る運動に関わっている方々に読んで欲しいし、運動団体のもっている要求・政策や課題も執筆者にもっと提起して欲しい。そして、「現代労働の課題」を共にさらに実践的に深めていきたいと思う。

著書全体を通して執筆者の意欲的な努力が感じられ、資料や参考文献、引用資料・文献も豊富であり、学習テキストとして、すぐれた内容をもっている。多くの労働者、研究者にぜひ読んで検討してもらいたい書物である。

(北大路書房・1997年4月刊・2,500円)

(佐々木 昭三・会員・愛知働くものの健康センター事務局長)

塩田庄兵衛著

『私たちの自由民権運動』

本書は社会運動史、労働運動史の権威である塩田氏が、自ら「末端に参加してきた」という「現代の自由民権運動」(はしがき)としての「電力労働者の半世紀の闘い」を中心に、氏の最近のエッセイを合わせて一書にまとめたものである。

ここで「電力労働者の半世紀の闘い」とは戦後の産別会議当時の電産労組の闘いから今日の中部電力、関西電力、東京電力の労働者による人権侵害・思想差別撤廃闘争にいたる長い闘いを指している。私は氏の驥尾に付して東京電力の人権侵害・思想差別撤回闘争の支援に参加した一人で、先に谷江武士とともに著した『東京電力』(大月書店)において、独占企業としての東京電力の企業分析をおこない、東京電力の反共労務管理政策を批判し、労働者の闘いを紹介したが、氏は本書で労働運動史家の立場からこの闘いの歴史と教訓を明らかにしている。さらに氏

によれば本書は新日本新書の『河上肇』、『幸徳秋水』の評伝とあわせて三部作を構成するという。氏の本書に込めた思いが伝わってくる。

本書の「第1部 私の戦後史から」で氏は人類の歩んできた道を、「自由と民主主義の拡充・充実」として語っている。60年安保闘争、全電通長岡事件を題材とした映画「母さんの樹」、緒方宅電話盗聴事件など戦後の統一戦線や基本的人権を守る闘いの流れから自然に「第2部『星と稲妻』の旗——物語 電力労働者の半世紀の闘い」へと入っていく。裁判闘争のなかでの原告の証言をフルに活用して綴られたこの部分は本書の中心をなすとともに、史家としての氏の本領が発揮されているところでもある。ちなみに、ここでタイトルとされている「星と稲妻」とは電産の組合旗のシンボルを指している。

この闘いは、やがて95年9月の関電・最高裁完全勝利判決、12月の東電の地裁判決5連勝に続く全面解決、97年3月の中電・地裁全面勝利判決を迎えるが、そこにいたる20年を越す電力労働者の基本的人権を守る長い闘いの勝利は、日本と世界の自由と民主主義の発展にとって計り知れ無い意義をもっている。同時に今日なお全国の数多くの職場では資本の反共労務政策との闘いが日夜続けられているが、本書はそうした闘う労働者が元気の出る励ましの書となっている。本書が日本の労働者のなかに広がれば広がるほど、労働者の基本的人権を守る闘いが前進することは間違いないであろう。

(新日本出版社・1997年9月刊・2,200円)

(角瀬保雄・常任理事・法政大学教授)



—第25号～第28号・総目次—

第25号 (1997年冬季号)

- 日本の財政民主主義は再生できるか 内山 昭
- 〈特集〉●レギュレーションとは何であったのか
 - レギュレーション理論と日本の労働者 小泉 宏
 - レギュレーション理論一考 下山 房雄
 - レギュレーション学派と現代経済学 北原 勇
- 〈国際・国内動向〉
 - ILO第96号条約(有料職業紹介所に関する条約)改正問題 伍賀 一道
 - アメリカの雇用不安 仲野(菊池)組子
 - 『ニューヨークタイムズ』の大特集より—
 - 国際貧困根絶年—そして、豊島区母子餓死事件を契機に 小川 政亮
 - いま沖縄は 嶺間 信一
- 〈討論のひろば〉
 - 『季刊労働総研』No.24を読んで 金光 奎
- 〈書評〉
 - 桜井徹著『ドイツ統一と公企業の民営化』玉村 博巳
 - J.リフキン著『大失業時代』加藤 佑治
- 〈新刊紹介〉●相沢与一著『社会保障の保険主義化と「公的介護保険」』津田 光輝●『東京都福祉事業協会75年史』永岡 正巳●川口和子他著『私たちのめざす平等への道』池田 靖子
- 総目次(第21号～第24号)

第26号 (1997年春季号)

- 過労死の救済と予防 山田 信也
- 〈特集〉●消費税と財政民主主義
 - 日本における「財政危機」論と労働者・国民 驚見 友好
 - 政府・財界の財政政策と消費税闘争 村上 晴男
 - 社会保障・福祉財源と97年度予算案 草島 和幸
 - 財界戦略を忠実に実行する橋本内閣「6つの改革」批判—
- 〈国際・国内動向〉
 - イタリア労働組合運動をどう見るか 高木 督夫
 - 同志社大学国際シンポジウム 高島 進
 - 日本およびスウェーデンにおける仕事・リハビリテーションおよび福祉—
 - 社会政策学会第93回大会の報告と討議 庄司 博一
 - 産業空洞化と地域雇用問題—岐阜県を事例として— 木村 隆之
- 〈書評〉
 - 『シリーズ労働運動』全15冊 辻岡 靖仁
- 新刊紹介●労働行政のあり方に関する研究会編『「規制緩和」「地方分権」と労働行政のあるべき方向』上条 貞夫●全労連女性部編『仕事・職場と家庭に関する調査』報告書 桜井 絹江●日本科学者会議公害環境問題研究委員会編『21世紀型企業の環境保全戦略』館 浩道

第27号 (1997年夏季号)

- 社会保障問題の今日的性格 唐鎌 直義
- 〈特集〉●「行政改革」と日本の労働者・国民
 - 多国籍企業段階の日本経済と橋本行革 二宮 厚美
 - 省庁再編論の位置とめざすもの 浜川 清
 - 労働分野の規制緩和・行政改革論の特徴と問題点 脇田 滋
 - 「行政改革」と対決し真の行政改革のために—日本の進路を問う— 小林 洋二
- 〈国際・国内動向〉
 - 韓国労働組合運動の現段階 小森 良夫
 - イギリスのホームレス問題 中山 徹・嵯峨 嘉子
 - JCの賃金交渉と春闘のこれから 西村 直樹
 - 「女子保護」撤廃反対運動の広がり 池田 靖子
- 〈討論のひろば〉
 - 『季刊労働総研』No.25を読んで 福本 一博
- 〈書評〉
 - 前川恭一・山崎敏夫著『ドイツ合理化運動の研究』島崎 晴哉
 - 遠藤幸男著『就業構造の変化と労働者の生活』斎藤 力
- 〈新刊紹介〉●中田照子他著『日米のシングルマザーたち』渋谷 敦司●橋本宏子著『女性福祉を学ぶ』富永 静枝●吉田敬一著『転機に立つ中小企業』小谷 紘司●編集委員会編『弾力化・規制緩和と社会政策』近松 順一●戸塚章介著『都労委が危ない!』中野 謙司

第28号 (1997年秋季号)

- いま改めて医療問題を考える —医療総改悪と診療報酬制度— 西岡 幸泰
- 〈特集〉●多国籍企業とアジア
 - 日本多国籍企業と東アジア経済 大木 一訓
 - アジアの産業「高度化」と日本—ME=情報産業を中心に— 藤田 実
 - 日本多国籍企業とアジアの女性労働者 川口 和子
- 〈国際・国内動向〉
 - 転機を迎えたカナダの労働運動 小林 由知
 - 医療営利化との闘い、各国共通の課題 桂木 誠志
 - 「医療の公共性と医療労働者」国際シンポジウムが示したもの—
- 〈書評〉
 - 庄谷怜子・中山徹著「高齢在日韓国・朝鮮人」市原 聡子
 - 牧野富夫監修・労働運動総合研究所編「財界新戦略と賃金」金澤 誠一
 - 下山房雄著「現代世界と労働運動—日本とフランス」三好 正巳
- 新刊紹介●公文昭夫著「政府・財界の社会保障大リストラ戦略」宇和川 邁

編集後記

ヨーロッパでは、EU通貨統合推進による財政赤字削減のため、雇用問題の深刻化にもかかわらず、社会保障の削減や労働市場のフレキシビリティ化政策が推進されようとしている。このような政策に対して欧米労働組合はどのように考え、どのような政策を対置しているのか。特集は、通貨統合に対する労働組合の対応、その問題点、雇用創出・保障の闘い、トラックストの背景やそれによるJIT方式の危機など、わが国の労働運動にとっても無関心ではいられない課題を扱っている。

また金融ビッグバンは、その推進者によって、消費者により良いサービスを供給し、選択の自由を保障するなどの夢を振りまかれていたが、97年11月に起きた北海道拓殖銀行や山一証券の突然の倒産は、消費者には金融不安を、労働者には雇用不安を与えることになった。巻頭論文の「金融ビッグバンと国民生活」は、富裕層と多国籍企業には利益をもたらす反面、国民貯蓄をリスクにさらすことを、明確に指摘しているが、それは不幸にも上述の事実によって証明された。

さらに本号では、国際・国内動向として、「メキシコの労働運動と政治」、「日本女性と雇用の不安定」、「広島産業空洞化と労働運動」、10月25日に全労連と労働総研との共催で行われた「第2回地域政策研究全国交流集会」の報告がとりあげられているが、いずれも今日的課題についての興味深い論稿である。

(M.F.)

季刊 労働総研クォーターリー No.29 (98年冬季号)

1998年1月1日発行

編集・発行 労働運動総合研究所

〒114 東京都北区滝野川3-3-1

ユニオンコーポ403

TEL 03(3940)0523

FAX 03(5567)2968

印刷 有限会社 なんぷ企画

頒 価 1 部 1,250円(郵送料180円)

年 間 購 読 料 5,000円(郵送料含む)

(会員の購読料は会費に含む)

振 替 00140-5-191839

The Quarterly Journal of
The Japan Research Institute of Labour Movement

RODO SOKEN NO.29 Winter Issue

Contents

- * A Plotted Big Financial Bang and Japanese People's Life Masaho Noda

Special Article : Trade Union Movement in Europe: Its Power and Problems

- * Currency Integration and Problems Faced by European Trade Unions Tadao Miyamae
* Truckdrivers' Strike and Integration of European Countries Shigeyasu Fujiyoshi

Information at Home and Abroad

- * Trade Union Movement in the Process of Reorganization and Politics in Mexico Yoshitomo Kobayashi
* Growing Instability of Japanese Women's Employment—
An Article Carried by Le Monde— Teruko Kusama
* Deindustrialization in Hiroshima, Japan, and the Movement of Workers against It Shingo Futami
* "Regional Policy" to Improve Employment and Living—
Report of the Second National Study Meeting on Regional Policy Seijin Tsujioka

Book Review:

- * *"Agricultural Problem under the Current Japanese Capitalism"*
by Nobuhiro Uehara Shuzo Teruoka
* *"Promotion (Career) System for National Public Servants"*
by Seiichiro Hayakawa Yoshihisa Tokita
* *"Construction Labour Problem in Japan Today"* by Yasushige Kimura Makoto Sato

Introduction of New Publications:

- * *"Aging Society and Life in Communities"* by the Institute of the Study of Community Life, Kagoshima Keizai University Toshikazu Yokoyama
* *"An Introduction to Labour Science"* by Tadao Chida Shozo Sasaki
* *"Our Freedom and Popular Rights Movement"* by Shobei Shiota Yasuo Kakurai

Edited and Published by
The Japan Research Institute of Labour Movement (Rodo Soken)
Union Corp. 403

3-3-1 Takinogawa, Kitaku, Tokyo 114
Phone : 03-3940-0523 Fax : 03-5567-2968

季刊 労働総研クォーターリーNo.29 頒価1,250円 (本体1,190円)

(会員の購読料は会費に含む)